

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和5年11月30日午前10時00分			議長	金澤克仁
	散会	令和5年11月30日午後 2時07分			議長	金澤克仁
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出欠 等の別	議席 番号	氏 名	出欠 等の別
	1	杉山尊宣	○	13	石井めぐみ	○
	2	佐野太一	○	14	金澤克仁	○
	3	須田光雄	○	15	細谷典男	○
	4	海東一弘	○	16	山野井隆	○
	5	根岸裕美子	○	17	染谷和博	○
	6	久保田真澄	○	18	佐藤隆治	○
	7	鈴木三男	○	19	入江洋一	○
	8	関川翔	○	20	結城繁	○
	9	小堤修	○	21	齋藤久代	○
	10	岩澤信	○	22	赤羽直一	○
	11	落合信太郎	○	23	遠山智恵子	○
	12	関戸勇	○	24	加増充子	○
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局長	吉田文彦		事務局次長	澤部慶	

説明のため議場に出席した者の職氏名

市	長	中 村	修
教 育	長	伊 藤	哲
総 務 部	長	鈴 木 文	江
政 策 推 進 部	長	齋 藤 嘉	彦
財 政 部	長	田 中 英	樹
福 祉 部	長	彦 坂	哲
健 康 増 進 部	長	渡 来 真	一
ま ち づ くり 振 興 部	長	野 口	昇
建 設 部	長	前 野	拓
都 市 整 備 部	長	浅 野 和	生
消 防	長	岡 田 直	紀
総 務 部 次	長	斉 藤 理	昭
会 計 管 理 者		石 塚 幸	夫
高 齢 福 祉 課	長	秋 山 和	也
保 健 セ ン タ ー	長	助 川 直	美
環 境 対 策 課	長	印 藤 智	徳
都 市 計 画 課	長	大 久 保 益	雄
建 築 指 導 課	長	田 中 健	士
中 心 市 街 地 整 備 課	長	中 村 有	幸
区 画 整 理 課	長	稲 葉 克	彦
高 齢 福 祉 課 副 参 事		井 橋 久 美	子
都 市 政 策 推 進 室 長		中 村 大	地

令和5年第4回取手市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年11月30日（木）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ① 佐藤 隆治 議員
- ② 鈴木 三男 議員
- ③ 久保田真澄 議員
- ④ 杉山 尊宣 議員
- ⑤ 落合信太郎 議員

会議に付した事件

- 日程第1 市政に関する一般質問
- ①佐藤 隆治 議員
 - ②鈴木 三男 議員
 - ③久保田真澄 議員
 - ④杉山 尊宣 議員
 - ⑤落合信太郎 議員

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（金澤克仁君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（金澤克仁君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてたずねる場であり、したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますのでご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、佐藤隆治君。

〔18 番 佐藤隆治君登壇〕

○18 番（佐藤隆治君） 皆様、改めましておはようございます。創和会、佐藤です。今回の一般質問は、取手市の将来の活力創出に大きな期待が寄せられている桑原開発と取手駅西口の再開発事業の進捗状況について、通告順に従いお伺いをしたいと思います。席の移動をさせていただきます。

〔18 番 佐藤隆治君質問席に移動し資料を示す〕

○18 番（佐藤隆治君） 取手市は国道 6 号や常磐線で東京方面と結ばれ、都心から約 40 キロ、40 分という時間の距離にある交通の利便性に恵まれた位置にあり、鉄道や道路や結節する茨城県南部と——南部における交通の要衝であることから、茨城県の玄関口として高い生活の利便性を有しています。このような立地特性から、高度成長期から首都圏のベッドタウンとして発展してきた都市であります。人口急増とともに、市内ではキャノン、日本ファブテック、麒麟、日清という世界有数の製造業企業が創業を開始しました。商業においても、西友、イトーヨーカ堂、東急、ボックスヒルなどの大規模店舗が取手駅を中心に立地し、市民の皆様をはじめ周辺地域の皆様の豊かな生活を支えてきました。取手市は町の強みである交通結節機能を生かして、人口集積と企業の進出により発展を遂げてきた都市と言えます。現在、少子高齢社会を迎え、人口は減少に転じ、モータリゼーショ

ンによる消費活動の広域化や、つくばエクスプレスの開通により交通体系の変化など、取手市を取り巻く環境——社会環境は大きく変化をしております。都市計画において、こういった社会の将来変化をしっかりと見据えながら都市構造を再構築させ、社会に適応されるとともに、企業活動の進出と拡大を誘導していくことが、持続的な都市の活力の創出——活力の創造には求められております。そういったことから、取手市の将来発展のために必要な次の一手が、この桑原開発と取手駅西口の再開発の両事業であると私は考えております。市長のマニフェストでは、継続と挑戦が掲げられております。継続については、両事業の継続ですが、挑戦は、両事業をしっかりと仕上げ、そして早期事業化を図ることが大切であると考えております。そこでまず初めに、桑原開発の目的と期待される効果ということで、質問をさせていただきます。

桑原開発についてです。桑原開発については、多くの皆様の期待が寄せられております。関東最大級の敷地面積という規模もあって、どういったものができるのだろうか、早く出来てほしいという声がある一方で、本当にできるののだろうか、どれくらい検討は進んでいるのだろうか、という御心配の声も市民の皆様からお聞きされることがありますので、その辺りを踏まえて、取手市としての桑原開発の目的と期待される効果について、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。桑原地区は、旧取手——旧取手市の市街地と旧藤代町の市街地のほぼ中心に位置し、広域圏を結ぶ国道6号と上新町環状線が結節する開発ポテンシャルが非常に高い地域に位置し、人や物が集まる施設を配置するのに適している地域といえます。そのため、市の総合計画や都市計画マスタープランにおきましても、新たな商業・業務拠点を創出する将来の拡大市街地として位置づけられております。桑原地区の目指すまちづくりでございますけれども、土地利用構想にも示すとおり、「新たな取手の『求心力』を担う活力創造拠点づくり」をコンセプトといたしまして、時間消費型の大型商業施設を核として市の求心力を高め、市民生活環境の向上をはじめ、雇用の創出や交流人口の拡大による定住化の促進を図るものであり、市内外から大きな期待を寄せられている事業であると認識しているところでございます。本事業につきましては、地権者組織であります準備組合と事業協力者と協同して、土地区画整理事業の事業化に向けた国や県などとの関係機関協議を進めるとともに、本組合設立に向けた地権者の合意形成支援に取り組んでいるところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18番（佐藤隆治君） ありがとうございます。2つ目の質問として、関係機関協議との進捗状況についてということで、桑原地区は利便性が高く、企業から土地利用需要の高い地域であり、産業地として取手市の強みを生かせる適地であるということが分かりま

した。開発の計画の目的と整備効果についても、規模が大きいことから、大きなインパクトが期待できるものだと思っております。また、区画整理事業の事業化については、関係機関協議と地権者の本組合の設立に対する同意が必要になります。準備組合の皆様や事業協力者、取手市のほうで作業は進められていることと分かりますが、その進捗については、なかなか市民の皆様には、その内容が見えてこないということではないのかと思います。そこで、関係機関協議の進捗状況についてどのような取組を行っているのか、どんなことが問題点となりながら進めているのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） 佐藤議員の御質問に答弁いたします。関係機関の進捗状況につきましては、区画整理に関する協議や都市計画に関する協議について、国や県などの多岐にわたる関係機関との協議を進めております。これらについては、準備組合や事業協力者と共同して取り組んでいるところです。例えば、開発に伴いまして来街車両が増加することが予想されますが、事業協力者の他店舗の事例も踏まえながら、茨城県警様や国道事務所様と協議を行いまして、道路線形や交差点改良の設計を行っております。また、緊急車両などに関しましては、病院や警察署とも意見交換を行いまして、緊急車両の動線に支障が生じないように、情報共有を図ることを確認しております。そのほか、周辺の営農環境への配慮や鉄道施設との近接協議など、地区の内外の関係機関とも調整しながら、区画整理事業の設計を進めてまいりました。区画整理事業の基本設計は令和4年度に一旦完了し、令和5年度の現在は、基本設計に基づいて排水施設や地中埋設物の対応を含めた道路設計の詳細協議などを着手しておりまして、事業認可に向けて認可申請前に必要な整理すべき事業——作業を進めているというところでございます。一方、都市計画手続の一つでございます農地転用に伴う国との協議に関しましては、位置や規模の妥当性、それから事業の確実性について、多岐にわたる確認事項を相当数いただいております。現在、県や事業協力者と連携をいたしまして情報収集や資料作成を行っているところです。関係機関協議の今後の見通しにつきましては、大きな開発計画ということでもありますので、一定の時間を要するものと考えられますが、事業協力者と茨城県と連携をいたしまして、着実に進めています。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18番（佐藤隆治君） ありがとうございます。次に、準備組合における地権者の合意形成状況をお伺いしたいと思います。関係機関の協議が多岐にわたるということが分かりました。特に、都市計画の手続の一つである農林協議は時間がかかるものだと伺っています。現在は事業協力者と茨城県と連携して進められているのだということなので、まずは今の連携体制を維持しながら、早期に完了を目指して進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、準備組合における地権者の合意形成状況についてお聞きいたします。桑原開発については、組合施行の区画整理事業が予定されております。組合設立には地権者の3分の2以上の同意が必要となる仕組みとなりますが、準備組合では、令和4年の10月に地権

者懇談会を開催し、概算事業費や平均減歩率などを含めた事業計画案の説明があり、事業協力者からも契約条件の目安というものが示されたと同っております。その後の地権者との合意形成の状況や取組の内容について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。準備組合におきます地権者の合意形成支援の状況でございますが、令和4年度に行った地権者アンケートや個別相談を行いまして、まだ検討中という方もいらっしゃるんですが、9割以上の地権者の皆様からは高い開発意向を確認しております。令和5年度は本組合設立に向けた地権者の皆様の合意形成支援として、事業計画案の精査、それから本組合のルールとなります定款案の作成を地権者の意向を確認しながら検討しているところでございます。少人数の地区別の座談会を延べ9回ほど、また、土地利用意向別の懇談会を4回【「4回」を「6回」に発言訂正】、また、税金に関する講演会なども開催してきたところでございます。引き続きこういった機会を設けまして、地権者の皆様の事業に対する理解を深めていただき、また、不安解消に努めながら、地権者一人一人の意向と区画整理事業の調整を進めまして、地権者の皆様の合意形成を支援していきたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18番（佐藤隆治君） ありがとうございます。モニターのほうはちょっと4番のほうに今行っちゃったんですけども、準備組合における地権者との合意形成状況ということでお話をいただきまして、ありがとうございます。少人数の地区懇談会を開催したり、土地利用意向別の懇談会等を4回開催されてということで、いろいろと地権者の皆さんとも話合いが進んでるとということが理解ができました。次に移らせていただきます。

桑原開発の特徴としては、事業協力者が区画整理事業そのものに大きく関わることで、地権者の負担方法を変化させたり、また、負担の軽減につなげたりする手法が事業協力者から提案をされていると同っております。地権者のメリットがある一方で、地権者の——地権者と事業協力者との意向調整や経済状況のすり合わせなど、区画整理事業の検討作業と並行して進めていくという難しさもあるのかと思っております。これまでコロナの関係があったので、事業協力者が地権者と直接対話される機会も少なかったと思いますが、今年度は、それを取り戻すために地権者との対話の機会を多く設けていただき、地権者と合意形成ができるようより一層進めていただきたいと思います。

次に、この質疑に移らせていただきたいと思います。事業協力者の意向と取組の状況についてお聞きいたします。令和元年に準備組合が発足してから4年が経過しました。その間、新型コロナウイルスの感染拡大があつて、経済状況やライフスタイルなどに大きな変化がありました。事業協力者の桑原開発に対する意向や地権者の対応についてはどのような変化があつたのか、お伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） 佐藤議員、すみません。先ほどの答弁の中で、土地利用意向別の懇談会、9回？4回では？と答えてしまったんですが、4回の間違いです。すみません——6回の間違いです、申し訳ございません。事業協力者の事業に対する意向

についてお答えいたします。グループの——事業協力者といたしましては、グループの力を生かしましてこれまでにない新しいまちづくりを計画しているということで、引き続き高い進出意向を示されております。施設計画、それから商業施設の開業時期については、民間企業の経営戦略に係る内容でございますので、情報が入り次第、御報告をさせていただきます。なお、事業協力者には地元懇談会や準備組合の会議の中には、事業協力者のほうはその都度、御出席をいただいております。都市計画や区画整理に関する関係機関協議にも、必要に応じて同席いただくなど、かなり熱心に取り組んでいただいております。直近においては懇談会における地権者との意見交換を受けまして、土地賃貸借契約条件の協議に向けた地権者組織の立ち上げの準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。今のお話の中で、やっぱり一番最後の直近のお話として土地賃貸の契約条件の協議というのは、本当に大切な場所であると——部分であると思っておりますので、その準備、しっかりと進めていただきたいと思っております。

それでは最後になりますが、今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思っております。事業協力者として——ごめんなさい。また、これまでにない新しいまちづくりを計画しているということもお話の中にもありました。社会の変化に対して迅速に対応できるのは、民間の企業の一つの強みでもあると思っております。また、新しい店舗づくりではなくて、新しいまちづくりをしていくんだというふうに述べられておられるのも、桑原地区全体をプロデュースしていきたいという考えが感じられるものだと思っております。一方で、先ほど申し上げたとおり——御答弁にありましたけれども、賃借料の契約条件が整備されていないと、ほかの協議や作業に影響が出てくるのではないかと心配をしております。事業協力者には、早くまとまるように今後も誠実に進めていただきたいと思っております。今後のスケジュールについて、それでは伺いたいと思っておりますけれども、令和元年に準備組合を設立してから2年間ほどは、新型コロナウイルスの関係で地権者協議、そして関係者協議は思うように進められなかったと伺ってきました。現在、想定されてるスケジュールは、最初に「藪（ひこばえ）」で出てたときよりは、少しずつずれが生じているのかと思っておりますけれども、その辺を含めてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（金澤克仁君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。今後のスケジュールでございますが、関係機関協議、それから地権者の皆様の合意形成は着実に進捗しております。令和7年度の造成工事着工を目指して進めているところでございます。造成工事につきましては広大な面積がございますので、そちらを造成することになりますので、大量の土の搬入が必要となります。この施工地区全体を同時に造成するというのはなかなか難しいことが想定されますので、工区を分けて造成していくことについても、実施設計などの中で検討していくことになるかと思っております。また現在、現況が水田が多くの場合——多くの土地でございます。一定期間の盛土を行いまして、地盤が落ち着くまでに相当の一定の期間を要するという見込みでございます。これには試験の造成を——試験造成を行いながら、将来

的に不同沈下が生じないようにしっかりと行う必要がございます。なお、当事業の造成工事については、造成計画を検討いたしまして事業協力者と——事業協力者と協力して行う想定でございます。また、商業施設の開業時期については、事業協力者からは、しかるべきタイミングに当社から公表いたしますとお聞きしておりますが、早期に確定できるように——早期に確定できるように、事業協力者・準備組合、そして取手市と三者協働で取組を進めていきたいと考えております。今後、事業化を早めていくための課題といたしましては、まずは国との農林協議において同意を得ることが挙げられます。これについては、茨城県と連携を密にするとともに、事業協力者からも実態に即した情報提供を受けまして、協議が円滑に進められるように取り組んでまいります。また、地権者の合意形成を支援・促進することも重要と考えております。準備組合におきましては、懇談会などを通して区画整理事業についての理解を深めるとともに、土地賃貸借の契約条件の協議に向けて地権者の——地権者組織の立ち上げの準備を進めているところです。懇談会などを通じて体制整備などの支援を行っていききたいと考えております。これらの取組をしっかりと進めまして、早期事業化を支援してまいります。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18番（佐藤隆治君） ありがとうございます。これだけ開発が大きくなりますと、どうしても時間がかかることは理解しておりますが、多くの市民の皆さんが桑原開発に大変期待をしております。市長のマニフェストで掲げられた挑戦が実を結び、早期事業化になりますよう取組を進めていただきたいと思います。中村市長の御出身の高校にうちの息子もいるんですけれども、実は中学校の頃に、早くこの桑原開発ができたときには学校帰りに寄りたいとか、そういう話をして楽しみをしていたんですけど、もう間もなく3年生で卒業を迎えることになって、なかなか変化が見えない中で、いろいろな協議はしっかりと進んでいるということは理解はしているんですけれども、やっぱりそういう学生たちもみんな期待してるところもありまして、ぜひとも早期事業化に向けて進めていただければと思っております。

余談になったような質問ですみませんが、近年、事業協力者の企業グループでは、売電などの事業の多角化や新たな事業領域の創造を目指して、他業種との協業などが積極的に行われております。桑原地区の開発にも、こういったグループ企業の力が生かされることと思えます。当然これにはモビリティに改革をもたらす自動運転など、最先端の技術を取り入れたサービスなどが町全体で展開されるなど、従来には考えられなかった新たなサービスが生まれるものと期待しております。私はそういった事業協力者の新しいまちづくりの構想や、地権者や市民の皆様を早くお示しして、一緒に夢を共有することで桑原開発における地権者の合意形成がもっと早く進むのではないかと期待をしております。この点については、事業協力者にはなお一層働きかけを行っていただき、桑原開発の早期事業化を期待しまして、この質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

次に、取手駅西口再開発事業について、質問を行っていただき——行っていききたいと思います。取手駅北土地区画整理事業については、取手駅西口地区の活気に満ちた都心の形成と都市基盤整備を目的に進められ、いよいよ土地区画整理事業の最終段階に来ておりま

す。

[18番 佐藤隆治君資料を示す]

○18番（佐藤隆治君） こちらの写真は、昨日議会が早く終わりましたので、一番直近のやつを写真を撮ってきたところで、もう皆さんいつも見ていらっしゃるから、あえて説明するものではないんですけども、見ていただければと思います。西口ペデストリアンデッキの周辺には、大きな重機が代わる代わる捉えられており、橋脚や基礎工事が進められている状況を見ておきますと、駅前広場の開通に向けた工事もうピークにきているのかと思っております。また、今年の7月には新しいエレベーターが供用開始となり、先月はリボンビルに隣接する旧エレベーターが撤去された状況からも、一歩ずつ交通広場のリニューアルが進んでいると感じております。そこで、取手駅北土地地区画整理事業の進捗状況について、お伺いをしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきます。取手駅北土地地区画整理事業における新たな交通広場の整備工事につきましては、令和5年末の完成に向けて現在工事を進めているところでございます。現在、交通広場内におきまして、複数の工事を進めております。東西連絡地下通路前にはエレベーター1号機を新設する工事を行い、また、交通広場中央には、一般車乗降場に接続する新たな階段を設置する工事を行っております。さらにはA街区側には、バス停に歩行者シェルターを新設する工事などを行っております。それらの工事につきましては基礎工事が完了し、もうじき交通広場内に本体が設置される計画で進めております。また、ペデストリアンデッキ上におきましては、国道6号方面にデッキ約25メートル部分を延伸させる工事を行っております。こちらにつきましても橋脚基礎工事が完了し、近いところで本体が設置される計画で進めているところでございます。そのほか治助坂におきましても、電線共同溝、汚水本管の設置といった各種ライフラインの地下埋設工事を展開しているところでございます。そのような状況の中、茨城県内の補助金調整などにもよりまして、新たに駅前交通広場整備工事の契約を締結させていただきました。内容といたしましては、車両動線を形成するために必要となる排水施設や縁石、街渠、路盤整備の実施を核とする工事となります。今後につきましては、ペデストリアンデッキの意匠部分の施工も含めた駅前交通広場の最終仕上げ工事の発注を進めておまして、できるだけ速やかに交通広場を完成させることを目指しているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。いろいろ補助金が――の関係もあって進めているというところの中で、最終仕上げの工事の見通しという点でこの質問をさせていただきたいと思いますが、現在施工されている工事に、次々と今、追いかけて工事が発注されて、11月に発注した――いるということですので、間隔を置かずに、この状況を鑑みれば新しい交通広場の完成ももう順調に間近なのかなと思います。今後発注される駅前交通広場の最終仕上げについて、どのあたりの時期になっていくのかという

部分——難しい部分もあるのかもしれませんが、その辺りの御質問をさせていただきたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） それでは、お答えさせていただきます。本事業は、これまでも事業計画に基づき国の補助金を活用し事業を進めてまいりました。しかしながら、今年度は要望額に対して補助金が少ない状況となり、交通広場完成に向けた仕上げ工事等が発注できてない状況でございます。交通広場の完成時期につきましては、そのような状況でございますので、まずは現在進めてます電線共同溝工事、バスシェルター及びエレベーター工事とともに、先日契約締結させていただきました街築舗装工事を進めてまいります。そして、国の補正予算の最終結果と工事の進捗を見据えながら、交通広場開通に向けた総仕上げ工事を発注し、早期の完成を目指していくことには変わりはないんですが、今後の状況によりましては、数か月程度完成時期が遅れる可能性があると考えております。その時期につきましては集団移転補償期間にも関連いたしますので、可能な限り効率的な工程を構築しまして、交通広場完成に向けた工事展開を考えてまいります。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18番（佐藤隆治君） ありがとうございます。工事の完成が数か月程度遅れる可能性があるということでありまして、それほどの期間ではないというふうに理解はしました。今後は、国の補正予算か——補正予算を活用するというをしながら開通に向けていくというのを理解できたんですけども、次の課題としては、再開発事業へ続けていかなければいけないというところで、A街区の使用収益の開始に向けて造成工事を展開していくと思われまして、どのように進めて再開発事業へと進めてつなげていくのか、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 都市整——もとい、区画整理課長、稲葉克彦君。

○区画整理課長（稲葉克彦君） お答えさせていただきます。今後は、国の補正予算の補助金を確保し最終総仕上げ工事を発注いたしまして、新しい交通広場を完成させます。そして、供用開始後速やかに、A街区内に設置されてます仮設交通広場を撤去いたしまして造成工事に入っていきます。これまでも区画の造成を行う際には、地権者の皆さんが土地利用の際に手戻りのないように、その意向に沿った形で進めてまいりました。再開発事業につきましても、速やかに建築着手が可能となるように、造成高を含めた粗造成の計上について十分調整を図りまして、土地の使用収益を行っていきたくて考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18番（佐藤隆治君） ありがとうございます。取手駅北土地区画整理事業につきましては、事業の完了が見えてきたところであると思いますが、西口の基盤整備に関しては最終段階に来ているのかと思っております。その後は、基盤整備がなされた土地の有効活用をいかに図っていくかという点が重要となり、地権者の皆さんによって構成される再開発準備組合におきましても、A街区における市街地再開発事業の実現化に向けた作業を進

めており、市も準備組合の活動に対する援助に尽力をされていることと思います。そこで、取手駅西口地区における再開発事業について質問を行っていききたいと思います。4番のこの書いてあるとおりなんですけれども、市は取手駅西口地区において、「健康・医療・福祉、そして環境」をコンセプトとして、ウェルネスタウン取手の創造を目標に掲げてまちづくりを積極的に推進しており、B街区やC街区につきましては、既にウェルネスプラザやサイクルステーションとりでなどが整備され、多くの皆様が利用され、既に有効な土地の利活用が図られていると評価をしているところでございます。他方で、A街区はこれから有効な土地利用を図っていくべき土地ですが、A街区は取手市の駅に直結する市の顔になる街区でありますので、A街区が再開発事業により魅力的な都市空間として整備されることはもとより、A街区のみならず取手駅周辺の地区全体、ひいては取手の全体の活性化や魅力向上につながる起爆剤になっていく期待をしております。今年4月に中村修市長が就任しましたが、市長が交代しても、市としては変わらずに準備組合とともに再開発事業を推進していくと、向けてやっていくという考え方が、さきの議会で示されたところでございます。そこでまず最初に、A街区において再開発事業を実施することの意義やメリットについて、市としてはどのように考えているのか、再確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。A街区地区につきましては、平成29年度に再開発基本構想を策定し、第一種市街地再開発事業によるまちづくりを進める方針とし、こうした経過を経て、令和元年度に再開発準備組合が設立され、再開発事業の実現化に向けた活動を行っているところでございます。再開発事業の実施によりまして、取手駅周辺地区の魅力度を高め、中心市街地にふさわしい魅力と活力に満ちあふれたエリアとなることを期待可能となります。A街区における再開発事業は、A街区のみならず、西口の既存商業施設はもちろんのこと、東口をも含めた取手駅周辺エリア全体の魅力度や活力の向上、にぎわいの創出といった効果を目指して実施するものでありまして、さらには市全体の活性化にもつながる効果を期待して実施するものでございます。また、今後の市全体の在り方ということを考えますと、将来的な市の持続可能な発展を図るためには、現状維持ではなく、魅力ある都市空間を整備していくことによって若い世代の転入者を増やし、選ばれるまちとしていくことが重要であると考えております。そうした意味では、市の顔であるA街区における再開発の実施は、市の活性化や持続可能な発展につながるものであり、市にとって必要であり有効な事業であると考えております。こうした観点から、A街区において再開発事業を実施することは、地権者の皆さんのみならず、市にとっても非常に大きな意義があるものと考えております。そのため、市といたしましては、準備組合に対して必要な助言は——助言や援助などを行っているところであり、今後もこうした助言や技術的援助、資金援助などを継続して行うことによりまして、再開発事業を積極的に推進していきたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。部長さんから、A街区についての再開発事業を実施していくことの意義や重要性の説明をいただきまして、よく理解ができました。私もこうした点に関しては同様の認識を持っており、A街区につきましては、再開発事業を実施して土地の有効利用を図ること、町の魅力向上やにぎわいの創出などにつながると考えており、再開発事業を実施する意義は非常に大きいと認識しております。取手市としましても、今後引き続き、準備組合とともに再開発事業を積極的に推進していくことは——と思いますので、今後の事業の進捗状況というのはどういうふうに向けていくのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。準備組合におきましては、施設計画の検討や事業採算性の検討を行っておりまして、これらの作業と併せまして、地権者の同意取得のための説明などの活動を行っているところであり、また市民サービス等の保留床処分可能性やテナント入居可能性等を検討するため、様々な業種の企業に対しまして、交渉やヒアリングなども実施しているというところでございます。現在、準備組合における施設計画や事業採算性などは、理事会や事務局会議などを何度も開催して検討を重ねた結果、かなり熟度が高まっており、また、地権者の同意取得のための活動につきましても、最終的な段階に入っております。こうした状況から、近いうちに再開発事業の実施エリアや施設計画などを準備組合の総会や全体会などで決定し、準備組合として都市計画決定に向けて進んでいくという意思決定を行うことができる見通しが立ちつつあります。準備組合の総会や全体会におきましては、こうした方針が正式に決定されれば、議員の皆様や市民の皆様に説明可能な段階となりますので、その際は丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。準備組合では、現時点におきましては、令和5年度中に都市計画決定の手続に入ることを目標にしております。これが事業の実現化に向けた最初の大きな行政手続となります。その後、令和6年度中に本組合の設立、いわゆる事業認可になります。平成7年度に権利——すみません、令和7年度に権利変換計画の認可、令和8年度に工事着手、令和10年度の工事完了を目標として、積極的に事業化に向けた作業を現在進めているところでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18 番（佐藤隆治君） 具体的な進捗状況、ありがとうございました。準備組合としては、施設計画などの検討や地権者の同意取得のための作業を行っており、こういった作業が大詰めの段階に来ているのだと理解ができました。事業化のための準備作業が順調に進捗していることを認識することができました。事業の実現化のために——の大きな節目となる都市計画の決定につきましては、今年度中に都市計画の決定手続に入ることを目指しているということでしたが、実際に都市計画決定の見通しはどのような状況になっているのか、その中身をお尋ねいたします。

○議長（金澤克仁君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。都市計画決定につき

ましては、準備組合側から市に対して要請を受けて、市が決定するということになるため、決定時期につきましては、準備組合の施設計画や事業採算性の検討作業の進捗状況の影響を大きく受けるということになります。地権者の同意を取得し、事業実施に関する高い担保性を示す事業計画や各種資料を作成するためには一定の期間が必要になりますが、ようやく都市計画決定を見据えることができる段階に至りつつあります。準備組合としましては、今年度中に都市計画決定手続に入ることを目指しており、市に対する都市計画決定の要請に向けた作業に、現在尽力をしているというところでございます。市におきましては、都市計画決定に当たり、準備組合が作成、提出した書類や資料などを精査することとなり、これに加えて、市民意見の聴取であったり都市計画決定の縦覧、また、都市計画審議会への付議、議決などの手続が必要になります。こうした市における審査、チェック作業や法令上定められた手続に要する期間を勘案しますと、都市計画決定手続には約6か月程度の期間を要することとなりますが、できる限り迅速に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18番（佐藤隆治君） ありがとうございます。都市計画決定の見通しにつきましては、よく理解ができました。準備組合としましては、順調に都市計画決定に向けた準備作業を進めていると認識をいたしました。都市計画決定手続につきましては——も承知しておりますが、今回のA街区における再開発事業につきましては、都市計画決定に向けた準備作業の際、特徴的な点や進めていく点で留意していかなければならない部分があると思っております。その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。都市計画決定は、都市計画法に基づいて将来のまちづくりに必要な土地利用の計画や都市施設の整備計画、市街地の面的な開発事業の計画など、都市のまちづくりの骨格を決定する行政手続であります。法令上、市街地再開発事業を都市計画決定する際に定めるべき内容としましては、事業の名称や施工区域、建築物の建築面積、延べ面積、主要な用途、住宅建設の目標戸数などとなっております。このように、都市計画において定めることは再開発事業の施工区域や建築物の面積、主要用途といった大枠の事項のみになります。また、都市計画決定におきましては、地権者の同意を得るということは必ずしも要件にはなっておりません。しかしながらA街区におきましては、地権者の利益を最優先に考える観点から、都市計画決定に向けた作業を丁寧かつ慎重に進めているところです。建築物の計画につきましては、大枠の事項のみならず詳細な施設計画まで検討しており、また、事業収支の検討も丁寧に行っているところであり、さらには、保留床の処分可能性やテナントの入居可能性等を検討するための交渉やヒアリングなども行っております。また、施工区域を決定するプロセスに際しては地権者の同意を得て進める方針としており、そのための丁寧な説明を繰り返し行ってきたという経緯もございます。このようにA街区におきましては、法令上要求されている内容や手続を超えて、都市計画決定に向けた丁寧な作業を進めてきたというところでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18番（佐藤隆治君） ありがとうございます。都市計画決定はあくまで事業の大枠を決める手続であり、また地権者の同意が法定の要件となっていないことを改めて確認をいたしました。しかし、A街区については地権者のことを最優先に考えて、法令に定める内容や手続を超えて非常に丁寧かつ慎重に、都市計画決定に向けた作業を進めていることが理解ができました。都市計画決定は事業の実現化に向けた非常に重要な手続であると思いますので、市のほうといたしましても、準備組合とともに早期の都市計画決定に向けての尽力をお願いしたいと思います。

次に、再開発ビルの中に市が整備を検討している公共施設について伺います。なぜA街区に公共施設を整備する必要があるのか、過去にも議会で説明されておりますが、改めて市の考え方をここで確認させていただきたいと思います。また、現在の公共施設の検討状況についても伺わせていただきたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。市では現在、再開発ビル内へ公共施設を整備することを検討してございまして、公共施設の規模や具体的な内容・整備費用などにつきまして、現在検討を行っているところでございます。A街区を魅力ある街区とするためには、集客力と利便性を兼ね備えた駅前の活性化やにぎわい創出につながる施設を整備していくことが必要かつ有効であるとの認識を、市と地権者の皆さんとで共有しております。こうした施設を——こうした施設とするためには、商業、業務施設を充実させることは当然ではありますけれども、これに加えて、様々な用途に使用可能な使い勝手のよい新たな公共施設を整備することが有効な手段であると考えているところでございます。庁内で検討を行った結果、公共施設を整備する場合には、多目的交流機能、市民活動支援機能、生涯学習機能、これらの様々な機能を持った複合施設を想定しております。今後も先進事例の調査研究などを積極的に行いつつ、公共施設の具体的な施設規模や施設の内容、整備の費用、管理運営方法などの検討作業を引き続き進め、検討状況に応じて積極的に情報発信を行っていきたくないと、このように考えているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 佐藤隆治君。

○18番（佐藤隆治君） ありがとうございます。公共施設の整備の必要性及び検討状況につきまして、理解ができました。魅力ある公共施設を駅前に整備することで、市民の皆様への利便性の向上はもちろん、駅前の魅力創出や活性化につながることを期待できると思っております。ぜひとも魅力ある公共施設の整備に向けて、検討作業を進めていただきたいと思います。

最後に、私自身のA街区における再開発実施に関して意見を述べさせていただきたいと思っております。社会情勢の変化やモータリゼーションの進展によって、消費活動の中心地が鉄道駅周辺から郊外部に移ったことにより、取手駅周辺地区におきましても、従来の商業形態のみでは営業の維持や再開が困難になっている状況が見られ、駅前の活力が衰退している傾向が見られると感じております。こうした状況を受けて、A街区の地権者の皆さんも地権者自身が準備組合を設立し、再開発事業の実現化に向けた活動を積極的に行っている

のだと思っております。このようにA街区における市街地再開発事業は、地権者の皆さんの自発的な意思に基づいて行われるものであり、再開発事業の実施によって、地権者ご自身の有効な土地利用が図られるものだと思います。また、取手市に取りましても、取手駅直結のA街区はまさに市の顔となる街区ですので、A街区が再開発事業により魅力的な都市空間として整備されることにより、A街区のみならず取手駅周辺地区全体、ひいては取手市全体の活性化や魅力向上につながる大きな起爆剤となることを期待いたします。このように、A街区における再開発による整備実施は、地権者の皆さんにとっても、市にとっても、将来魅力あるまちづくりと持続可能な発展に向けた非常に意義ある事業であると思っております。そのため、中村市長及び執行部の皆さん、職員の皆さんにおかれましても、持続可能な中心市街地の活性化や市全体の魅力向上に向けて、継続的に地権者の皆さんを支援していただき、A街区における再開発事業の実現化に向けて尽力していただきたいと思っております。議会といたしましても、執行部の皆さんと一体になって取手駅西口エリアの活性化を推進し市全体の活力の向上につなげるとともに、町全体を盛り上げていきたいと思っており、私もその一員として頑張りたいと思います。以上で、取手駅西口A街区の再開発に関する意見を述べさせていただきました。質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（金澤克仁君） 以上で、佐藤隆治君の質問を終わります。

続いて、鈴木三男君。

〔7番 鈴木三男君登壇〕

○7番（鈴木三男君） 改めまして、皆さん、おはようございます。創和会の鈴木三男です。通告に従い一般質問させていただきます。今回は、取手市のごみ減量の取組についてお尋ねさせていただきます。スクリーンを使用しますので、場所を移動いたします。

〔7番 鈴木三男君質問席に移動し資料を示す〕

○7番（鈴木三男君） これは、市内のごみ焼却を行っている常総環境センターの広報、常総広域、令和4年6月号ですが、常総環境センターのごみ焼却能力年間7万トンに対し、令和3年度のごみ焼却量が6万7,600トンに達して限界値に迫る勢いですが、ということなのですが、もし突発的な事故・故障があった際は対応が難しい危険な状態です。私たちの生活に支障を来さないよう安定的な運転を続けるためにも、家庭でできることから取り組んでいかなければなりません。そこで重要なのが、各家庭でできる取組として、ごみの減量と分別です。ごみ焼却には二酸化炭素CO₂が排出されます。CO₂の排出量を減らすことが地球温暖化の防止に役立ちます。特に、生ごみ焼却時には大量の二酸化炭素CO₂を排出します。家庭から出る生ごみは、水切りや堆肥化で減量することができます。取手市は令和2年8月に県内初の気候非常事態宣言を表明、いち早く地球温暖化に——地球温暖化防止に取り組んでおります。そこでお尋ねしますけども、取手市のごみ減量の具体的な取組についてお尋ねいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 鈴木議員の御質問に答弁いたします。市では令和2年8月に気候非常事態宣言を発出して以降、地球温暖化防止対策に積極的に取り組んでおります。その中で4Rの推進は、議員今おっしゃるように、常総環境センターのごみ処理能力が逼迫していることから、ごみ減量とともに重点的に進めていく必要がございます。主な取組といたしましては、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進するための生ごみ処理機購入補助金、資源物の回収活動を促進するための資源物回収補助金の交付事業を実施しております。また、今年度からは、さらなるごみ減量推進の取組として、各家庭から排出されるごみ排出量の推移を見える化し、市民のごみ減量・リサイクル意識の高揚を図るため、家庭ごみ排出量実態調査を実施しているところです。それらの取組に加えて、市ホームページ、出前講座、広報とりででごみ減量の特集を組むなど、ごみ減量方法を分かりやすく写真や動画を使用して、市民の意識の向上を図るための周知啓発を実施しております。また、常総環境センターから委託を受けて、食品リサイクル堆肥化事業を実施している団体と協働して、事業への協力世帯に——拡大に努めております。町内においては、取手市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）に基づき、ペーパーレス化やシュレッド紙の古紙回収など、ごみ減量、リサイクルの推進に努めているところです。引き続き様々な施策を通じて、4Rの推進、ごみ減量に取り組んでまいります。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 鈴木三男君。

○7番（鈴木三男君） ありがとうございます。気候非常事態宣言を発出している取手市として、地球温暖化防止に向けて様々な施策を通して、4R推進、ごみ減量に取り組んでいるというのは理解できました。問題は、取手市のごみ減量の取組に対して、市民の皆さんが理解して御協力をいただかないと、その効果が上がらないということなんだろうと思います。引き続き市民の皆さんから御理解と御協力をいただくよう努めていただきたいと思います。

次に、個々の取組についてお尋ねします。先ほども部長のほうで御答弁がありました、これ、今年度から実施されてる事業なんですけども、家庭ごみ排出量実態調査について。これは一般家庭からモニターを募り、家庭ごみ排出量実態調査を実施し、ごみ見える化や、ごみ減量手法の実践に向けた自主的な取組を推進するとありますが、具体的に、いつから実施し、現在モニターとしての登録数、毎月どのような方法で報告を受けているのか、それとまたその効果をどのように分析しているのか、お尋ねいたします。

○議長（金澤克仁君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 議員の御質問にお答えいたします。家庭ごみ排出量実態調査につきましては、調査に参加していただく世帯の募集を令和5年4月から開始し、10月末までで約230世帯に参加していただいております。議員の皆様にも参加いただき実施していただいていることです——ところです。参加していただいている、御協力いただいている議員の皆様、ありがとうございます。この調査期間は、令和5年8月1日から開始し、終了は1年後の令和6年7月31日を予定しております。調査の内容は、日々の家庭から排出される可燃・不燃ごみ及びプラ容器の排出量を、計量器を使用して記録し、

毎月1回、環境対策課に報告をしていただいております。8月、9月、10月の3か月間の報告データから、可燃・不燃ごみ及びプラ容器の排出——総排出量に対する割合は、可燃ごみ約73%、不燃ごみ約19%、プラ容器約8%となっております。細かな世帯構成によるごみ排出量や、地区ごとの可燃・不燃ごみ、プラ容器の排出量の分析は、データの収集中ですのでこれからとなりますが、効果については、毎月の報告書の中で、ごみ減量の手法やアイデアについて御意見をいただいております。調査の目的である、ごみ減量化やリサイクルへの意識の向上に一定の効果があると見ております。引き続き、データ収集及び分析に努めてまいりたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 鈴木三男君。

○7番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の部長の答弁では、令和5年4月から調査に参加していただく世帯の募集を開始して、10月末時点で約230世帯との答弁ですけども、この事業は令和5年度の予算書では500世帯を予算計上しております。現時点で半数にも満たない状態ですが、この世帯数は今後増えてくると見ているのか、それとも頭打ちと見ているのか、その辺をちょっと御答弁をお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。参加募集モニター——家庭ごみ排出量実態調査のモニターさんの参加募集ですが、広報とりで5月1日号の1面、ごみ減量分別の協力という、そちらと合わせて募集をかけたのと、ホームページ、本庁舎1階の市民課待合室のところにコミュニティビジョンがありますので、そちらのほうに掲載をしていると。あとは募集チラシを作成して市政協力員さんをお願いして地区への回覧。公民館、市内スーパーマーケット等にも御協力いただいて、チラシの配置。あと環境対策課の窓口にお越しいただいたお客様に対しての配布というような形で取り組んでおりました。しかしながら、議員おっしゃるように予定数の500世帯には達してない状況で、現状としては参加世帯数というのは頭打ちにはなっていきますけれども——おりますけれども、引き続き御協力いただけるように調査の御協力というのは続けてまいりたいと思います。以上です。

○議長（金澤克仁君） 鈴木三男君。

○7番（鈴木三男君） ありがとうございます。なかなか、もうこれ——4月からですと半年以上過ぎてますので、これから増えるというのはなかなか厳しいのかなという感じはしますが、もう1点、確認なんですけども、この事業は令和5年度の事業だけで、次年度も継続してやられる事業かどうか、その辺だけちょっと再確認させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） お答えします。先ほど部長のほうから答弁ありましたように、令和5年の8月から令和6年7月31日までを実態調査の期間として見ておりますので、当面はそれで1回終了ということになります。

○議長（金澤克仁君） 鈴木三男君。

○7番（鈴木三男君） ありがとうございます。それと、先ほどの部長の答弁で、毎月の報告書の中でごみ減量の手法やアイデアについて意見をいただいているということですが、どんなような意見が出ているのか、分かれば御報告していただければと思います。

○議長（金澤克仁君） 環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） お答えさせします。毎月いただいている、まず意見数なのでございますが、8月は60人の方から136件、9月は39人の方から61件、10月は31人の方から39件、延べで236件、御意見のほうをお寄せいただいています。主な内容としましては、「生ごみの処理にコンポストを利用しているよ」とか、「野菜は皮ごと食べてます」「過剰包装のものはなるべく買いませんよ」というような取組であったりとか、あとは「子どもにごみ分別を手伝ってもらって、ごみを減らす意識を家庭内で共有できたことでごみ減量につながると思います」というような意見とかも寄せられております。

○議長（金澤克仁君） 鈴木三男君。

○7番（鈴木三男君） ありがとうございます。では、次の質問に移らせていただきます。生ごみ処理機等購入補助金についてです。このごみ減量対策として、各家庭で出る生ごみを堆肥化するため、生ごみ処理機等購入補助金というのがあるわけですが、この補助金はいつから開始して、過去3年間の実績及び補助金の効果をどのように分析されているのか、お尋ねいたします。

○議長（金澤克仁君） 環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） お答えします。生ごみ処理機等補助金については、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、収集ごみの減量を図るということを目的として、電気式処理機及びその他処理機というものを対象に、平成12年から補助金のほうは交付しております。過去3年間の実績ですが、令和2年度は96基、102万6,500円、令和3年度109基、123万9,700円、令和4年度は80基、99万8,700円というふうになっております。いずれにしても、令和2年8月の気候非常事態宣言の発出以降、コロナ禍というところも契機となりまして、以前に比べて——発出以前に比べて申請数は増加しております。このことから、市民の皆様のごみ減量に関する意識の向上と補助制度によって、家庭ごみの排出量の削減に一定の効果は出ていると見ております。引き続き、市ホームページや広報等を通じて補助制度の普及啓発を図って、ごみ減量の意識向上を図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（金澤克仁君） 鈴木三男君。

○7番（鈴木三男君） ありがとうございます。過去3年間では、令和3年度がピークということは、やはりコロナ禍の巣籠もり需要が影響をしているのかなと思うんですけども、この補助制度は、やっぱり家庭から出る生ごみ減量にかなりの効果があるのかなと思って私は見ておりますので、引き続き実施していただきたいと思います。次の質問に移らせていただきます。

次に、資源物回収補助金についてです。自主的に資源物を回収する活動を行っている団体及び回収業者に対し、実績に応じた助成金を交付とありますが、回収団体の具体的な活動について、また助成金の開始時期と過去の実績——3年間の実績をお尋ねいたします。

○議長（金澤克仁君） 環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） お答えさせていただきます。回収団体の具体的な活動内容というところでございますが、交付要綱では、取手市資源回収助成金交付要綱というところで、回収団体というのは営利を目的としない自治会、子供会、婦人会等で、年3回以上資源回収を実施する団体。そちらのほうの市のほうに資源回収団体等届というのを提出していただいた方で登録していただいているという形で、回収された資源物——新聞紙、段ボール、牛乳パック、アルミ缶、スチール缶とか等の回収量に応じて、1キログラム当たり4円を団体に対して、資源のうち紙・布類を指定の処理業者に搬入した運送業者、そちらには1キログラム当たり1円の助成金というのをそれぞれ交付してございます。過去3年間の補助実績でございますが、令和2年度は78団体、411万5,703円、令和3年度78団体、366万961円、令和4年度は64団体、327万1,023円となっております。過去の実績から見ても分かる——お分かりのとおり、団体数・回収量ともに年々減少傾向にあります。その要因としては、コロナ禍で回収活動を自粛してることで団体活動が途絶えてしまった、次世代の担い手がない、また大型スーパーなどにも資源回収ボックスというのが増えましたので、皆様が直接そちらに投入する機会というのが増えまして、団体への回収量が減少したということで回収量減による団体の運営資金の不足など、そういった要因があつて年々減ってきてるといふふう到我々のほうでは分析しております。市としましては、自治会や市民団体・学校など、資源物の回収団体活動を活動して——促進して、ごみ減量に関する普及啓発を図って、団体回収の活性化に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 鈴木三男君。

○7番（鈴木三男君） ありがとうございます。やはりコロナ禍の影響とか、それと高齢化とか世代交代などで団体数とか回収等も年々、この3年間のデータを見ますと、減少傾向にあるのは非常に残念なことではありますけども、資源物回収というのは、単に資源物を回収することだけではなくて、自治会だったり、PTAだとか、あるいはいろんな有志の団体とかありますけども、そういった方々が回収することによってその地域のコミュニケーションを図るという意味でも、非常に大きな役割を持つてるのかなと私は認識しております。そういった意味からも、この回収団体を維持、あるいはもうちょっと増やして、回収量を増やすような努力を、市としても努めていただきたいということをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。次に移らせていただきます。

次に、食品リサイクル施設での堆肥化事業についてです。常総環境センターの委託を受けて生ごみ堆肥化事業を行っている2つの団体があります。1つはNPO緑の会、2つ目はエコクリーン常総です。エコクリーン常総は、取手市では戸頭で戸別回収を行っている聞いております。それとNPO緑の会では、市内で広範囲に生ごみのステーション回収を行っておりますが、地域住民の高齢化に伴い、年々回収量が減少している状態です。その分、可燃ごみとして出される量が増加し、結果的にCO₂の排出が増えているのかなと思っております。また、NPO緑の会が回収した生ごみは、食品リサイクル施設で堆肥化し、無農薬栽培の肥料として有効に活用されていると聞いております。NPO緑の会の代

表の方にヒアリングしたところ、現在回収している生ごみの回収量の倍のキャパがまだあるということで、今後、この回収量を増やしていきたいということでした。そこで、生ごみ堆肥化事業について、もっと広報とりでやホームページを通してPRしてほしいという提案がありましたけども、この提案に対して執行部の御答弁をお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 議員の御質問にお答えいたします。市では先ほどもお話したように、4Rを推進して、可燃ごみの約15%を占めるとされる生ごみの減量、生ごみの堆肥化に資する食品リサイクル堆肥化事業に取り組んでいます。常総環境センターから委託を受けて、市内の協力世帯から回収された生ごみを堆肥化する食品リサイクル堆肥化事業を実施している団体と協働して、事業への参加世帯の拡大を——に努めております。具体的には、NPO緑の会と協働して、市と連名によるチラシの配布、町内会・自治会などへの協力依頼、市ホームページや広報とりで、出前講座での食品リサイクル堆肥化事業のPR事業など、事業への参加世帯の拡大に努めております。今年度は、NPO緑の会に帯同しまして、関鉄ニュータウン自治会、桜が丘自治会の定例会、また桜が丘自治会の夏祭りに参加しまして、参加世帯の拡大について自治会への協力依頼をしてまいりました。引き続き、NPO緑の会と協働して自治会主催のイベントに参加するなど、団体の広報活動などを支援し、自治会への協力依頼、参加世帯の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 鈴木三男君。

○7番（鈴木三男君） ありがとうございます。今、部長の答弁から、いろいろな活動をされてると。チラシの配布だとか、町内会・自治会への協力依頼、あるいは、市のホームページや広報とりででPRしているということは承知はしてるんですけども、ただ現実的にこのコロナの影響もあるのかなということなんですけども、やはり生ごみの回収が増えていないと、年々ちょっと減っているというのが現実なんです。ですからもうちょっと——市のほうとしても何かこう工夫して、PR活動をもっと市民の方が生ごみを出しやすいような、何かそういうようなPRをもっと進めてもらいたいというのが私の意見です。

次に、それからNPO緑の会が現在、回収しているエリアというのがあるわけなんですけども、このエリアでもやっぱり回収量が——生ごみの回収量が減っておりますので、できれば地元の市政協力員さんだったり、あるいは自治会の会長さんとかで役員さんに働きかけていただいて、自治会会館とか集会所に回収ペール缶の設置を増やしてほしいというような要望も上がってるんですけども、これに対してはどのような、ちょっとお尋ねします。

○議長（金澤克仁君） 環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） お答えいたします。自治会館や集会所に回収缶のペール缶、そちらの設置をしたいというところの御意見——御意見ですけれども、やはり自治会館とか集会所等に置くということになりますと、施設の管理者とか自治会さんとかの同意というか、御了承が必要になりますので、まず設置場所とか、回収ペール缶の中の生ごみ

の回収方法だったりとか、置いてある状態での管理の仕方などをよく団体と協議をして、自治会さんとか、そういった施設の管理者さんに設置そのものを御理解いただけるように、市も協力して丁寧に設置依頼のほうをしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 鈴木三男君。

○7番（鈴木三男君） ありがとうございます。やはり施設の管理者とか自治会の役員の方の御理解と御協力がないと前に進められない事業かなと思うんですけども、緑の会の役員さんからこの間ヒアリングした限りでは、緑の会さんの単独の事業ということなんですけども、やはり市からのバックアップ、支援がないとなかなか自治会さんのほうでもちょっと相手にしてくれないとか、そういったこともあるんで、今後も市としても、こういった事業を全面的に支援していただければ助かるなということなんです。

次に、最後の質問なんですけども、NPO緑の会とコミュニティショップひだまりの協働事業についてです。コミュニティショップひだまりでは、NPO緑の会と連携して、現在、生ごみの回収を進めております。今年の7月に決算・予算委員会の視察で、私もNPO緑の会を視察して、この緑の会の取組について非常に感銘を受けました。そこで、コミュニティショップひだまりでも協力できないかと思い、8月上旬にNPO緑の会の方に来ていただいて説明会を開催いたしました。

〔7番 鈴木三男君資料を示す〕

○7番（鈴木三男君） これは緑の会の役員の方とひだまりのスタッフ、20名ぐらい集まったの説明会だったんですけども、そして令和5年、今年の8月から、ひだまりスタッフ及び近隣の住民を対象に生ごみ回収を始めたところです。お店の裏にこのペール缶を設置して回収してるという写真です。それと、このNPO緑の会に登録された方には、この回収バケツ——黄色いバケツがあるんですけども、これは無償で貸与されております。——次、トラックで回収してる状況です。ひだまりでもチラシに掲載して、一人でも多くの方に生ごみ回収を協力していただくように地域住民にこういったチラシ——これチラシの一部なんですけども、取り組んでいるということをしてPRして、ひだまりスタッフ及び近隣住民の方に、生ごみ堆肥化に、回収に協力していただいているという状況です。このNPO緑の会では、回収前日の夕方に回収ペール缶を設置して、翌日の朝に回収しているんですけども、ひだまりでは常時回収ペール缶、バケツを置いて、いつでも生ごみを捨てられるようにして取り組んでおります。当初は常時回収ペール缶を設置するため、臭いとかコバエの発生の懸念事項がありました。そこで対応策として、臭い対策として、まずEM活性液をかける。これですね——この消毒液はEM菌が入っております、このEM菌というのは非常に優れた堆肥を作る効果でも——の作用がありまして、非常に優れた活性液だということです。それからコバエ対策として、生ごみを入れた段階で、新聞紙をこういう形でかけております。新聞紙をかけることによって、コバエなんかの発生を防いでるということですね。以上の結果、現在ではこの三つの回収ペール缶を設置して、週1回の回収で45キロ前後の生ごみを回収しております。こういった取組をしてるわけですけども、これらの取組について執行部からコメントがあればお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） コメント——コメントを求めます。コメントという——何か質問

という形でお願いします。

○7番（鈴木三男君） こういった取組について御答弁をお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えいたします。市も、NPO緑の会とコミュニティショップひだまりが連携して食品リサイクル堆肥化事業に取り組んでいることは、団体から報告を受けて承知しております。私も設置状況について確認をさせていただきました。議員ご紹介のように、常時、生ごみのペール缶を設置してあるということは、先ほども写真でもありましたように、臭いやコバエや獣害などを防ぐために、こまめに管理していただく必要があると思います。設置へのハードルが非常に高いと思います。設置を了承していただけたことは、環境に配慮した取組として高く評価されると考えております。また、コミュニティショップひだまりは、地元住民のコミュニティーの場であることから、人が集まる場所として安定して生ごみの回収量が見込められる場所であると考えております。団体としても、効率的な回収量を増やす手段として、回収ペール缶の設置箇所を増やしていきたいという意向もありますので、市も4Rの推進、ごみ減量の取組として、この取組が広まるよう団体と協働して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 鈴木三男君——失礼しました、市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 鈴木議員の質問に答弁したいと思います。コミュニティショップひだまりが、NPO法人緑の会と連携して食品リサイクル堆肥化事業ということを積極的に協力して実施しているということ、これはやはり地域の環境保全につながるすばらしい取組だというふうには私も思っています。コミュニティショップに生ごみ収集のペール缶を設置するという事で、中央タウン地区の住民の皆様が生ごみリサイクルに参加しやすくなると同時に、新規の加入者への動機づけということになっていくのかなど、非常に有効なものではなかろうかというふうにも考えております。また、ごみ減量の取組としての可燃ごみの排出抑制、そして地球温暖化防止の観点から、4Rにおける再利用、再資源の推進になってるというふうにも感じています。このような取組は地域の持続可能な発展につながるとともに、地域住民同士のコミュニケーションや交流も促進されると思います。今後もさらなる環境保全活動や地域貢献活動に取り組むということ、本当によりよいコミュニティーを築いていただきたい、そういったことを期待申し上げたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（金澤克仁君） 鈴木三男君。

○7番（鈴木三男君） 市長自ら御答弁いただくとは思っておりませんでしたので、少々戸惑いを感じておりますけども、少なくとも今後もこのNPO緑の会とコミュニティショップひだまりの協働事業について、市のほうでも全面的に御賛同いただいているのかなど思いますので、この場を借りて厚く御礼申し上げます。それと、こういった取組が市内の各地で実施されることを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 以上で、鈴木三男君の質問を終わります。

続いて、久保田真澄さん。

〔6番 久保田真澄君登壇〕

○6番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。通告順に従いまして一般質問をいたします。「おひとりさま」とも呼ばれる単身高齢者は、この20年で倍増し約670万人（2020年）となり、40年には約900万人に達する見込みです。頼れる家族がおらず、亡くなった後、遺体を引き取る人がいなければ無縁遺骨になってしまい、こうした課題と向き合い、本人の尊厳を守る終活支援についてお伺いいたします。亡くなったときに引き取り手がいない死者の数は、2018年4月から2021年10月までの間に全国で10万5,773人に上っていて、そのうち身元が分からない人は2,852人、残る10万2,921人は身元は分かっているにもかかわらず葬儀を行う人がいなかったとのこと。私のところにも身寄りのない高齢の御夫婦から、どちらか一人が亡くなった後の先々の心配事として「まだ自分が動けるうちに葬儀・納骨などを市として取り組んでもらえると安心できる」、また別の方からは、独身の息子さんの将来を心配されて、「行政で単身者の終活支援をしてもらえないか」との声が寄せられております。取手市では、身寄りのない高齢者への対応、葬儀・納骨などはどのように行っているのでしょうか。

〔6番 久保田真澄君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

福祉部長、彦坂 哲君。

〔福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に御答弁いたします。高齢者の増加や世帯の在り方・構成などの変化から、親族のいらっしやらない高齢者の方、また親族がいらしても日頃の交流が希薄である高齢者の方々、こういった方が増えている、このように市としても認識しております。そのような方が亡くなりになって——お亡くなりになりまして火葬を行う方がいない場合には、法律の定めにより、市長がこれを行うこととなっております。また、火葬を終えた後の御遺骨につきましても、引き取り手のない遺骨につきましては、市が市内の寺院に依頼し納骨をしております。流れの細かい部分につきましては、担当課長のほうより御答弁させていただきます。

〔福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） それでは、福祉部長の答弁について、詳細を説明いたします。まず葬儀についてですが、墓地、埋葬等に関する法律という法律がございまして、その法律の第9条第1項に、「死体の埋葬または火葬を行う者がいないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」とございまして。この通称墓地埋葬法に基づき、取手市内で死亡した方に火葬を行う者がいないときには、取手市長が火葬を行っております。病院や警察から相談が入った後に、火葬を行う者がいないと判断された場合は、取手市福祉事務局長が死亡届を届出し、あらかじめ業務委託契約を行った葬祭業者に連絡し、御遺体の安置をいたします。その後、市内にあります、やすらぎ苑

で予約をいたしまして、火葬を執り行っておるところでございます。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） 亡くなった方の遺族を探すということもされていると思うんですけども、それはどのような形でなっているのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。亡くなった方の身元に関しましては、関連の方から情報を得ましたり、また市が権限を持ちまして戸籍の調査等を行いまして、調査しているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） やはりいろいろな御苦勞があると思うんですけども、ちょっとその御苦勞なところを、どういうところが大変というのはお聞かせいただくことはできるのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。まず、こういった件数がどのぐらいあるのか、それについてまずお話しさせていただきます。先ほど申し上げました墓地埋葬法に基づきまして、私ども高齢福祉課が火葬を担当した件数、令和4年度が1年間に17件ございました。令和5年度——今年度に関しましては、11月末時点で7件発生しております。先ほど福祉部長からも答弁申し上げましたが、火葬が終わった後の遺骨の取扱いについては、死亡者の関係者を調査した結果、引き取り手がない場合には、市が市内寺院の墓地に設置します——いわゆる無縁仏と俗にいわれますところに納骨する形となっております。先ほど議員のほうから、苦勞しているところということがございました。市長が行う火葬の件数がだんだん増えてきておりまして——年々増えてきておりまして、費用については、これは茨城県のほうが負担していただくということになります。その費用については火葬に関わる直接的な経費については、県が弁償する形にはなりますが、先ほど御指摘のありました、亡くなった方の身元の調査——戸籍ですとかそういった内容の身元の調査に関しましては、かなりの時間と日数を要するところでございます。そういった人手——それに係る人手——いわゆる人件費に関しましては、茨城県からの弁償の対象にはなっておりません。現在は高齢福祉課、私どもの地域包括ケア推進係の職員が担当しておりますが、対象者が増えていくことで、親族への御連絡ですとか意思確認、そういったものに費やす業務の時間が、またますます増えていくというように予想しているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） 調査の範囲や、その方法を定めた法律というのは今はなくて、また親族の方が見つかって遺骨の引き取りを拒否されたりするケースも多いと伺っております。その中での調査は大変な御苦勞を伴っていると思います。本当にお世話になります。そこで、終活支援事業の導入についてお聞きします。神奈川県横須賀市では、全国に先駆けて自治体による終活支援を行っております。1つは、エンディングプラン・サポート事業で、利用者は市の協力葬儀社と生前契約をして費用を預け、亡くなった後は、市と

協力葬儀社が連携して葬儀や納骨を行います。2つ目は、終活情報登録伝達事業で、緊急連絡先やエンディングノートの保管場所、墓の所在地など11項目の情報を市に登録し、万一の際に警察や医療機関などからの問合せに市が対応して、本人に代わり登録情報を伝えるというものです。そこで、取手市では、終活の相談についてはどこが窓口になっているのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 高齡福祉課長、秋山和也君。

○高齡福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。今、終活についての相談窓口ということで御質問ございました。終活——御自身が亡くなる前からのご相談窓口に関しましては、生活にまつわる総合相談としまして、高齡福祉課、地域包括支援センター、また成年後見サポートセンターなどで現状の課題や今後起こり得る問題に対する対応ということで、御相談のほうをやらせていただいております。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） 私も先ほどのいろんな御相談をいただいた方から、やっぱり相談先というところを聞かれたんですけれども、今おっしゃられたところで、このことというのは、何か周知——周知とかされていますでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 高齡福祉課長、秋山和也君。

○高齡福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、生活に関する総合相談と一体として行っておるところでございまして、市として相談に乗れる部分に関しましては、先ほど申し上げた窓口のほうで行っている、併せて御相談があればお受けするというような形で行っております。

また、ごめんなさい、先ほど周知の仕方ということで御質問いただきましたので、取手市のほうでは、先ほど御指摘のありましたエンディングノート、未来ノートという形でお作りしております。こういったものの周知とともに、相談できる場所は、地域包括支援センターでもそういった御相談を受けているよということで、こちらの未来ノートのほうにも載せて周知してるところでございます。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） 分かりました。このエンディングの——取手市は未来ノートという言い方ですね。この未来ノートというのはどちらのほうで頂けるのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 高齡福祉課長、秋山和也君。

○高齡福祉課長（秋山和也君） こちら取手市の未来ノートでございますが、現在、配布場所は高齡福祉課、それから藤代総合窓口課、駅前窓口、取手支所、戸頭窓口、それから市内5か所でございます地域包括支援センター、こちらのほうで配布をしております。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） 今、お聞きして——たくさんの方に置いてあるということをお聞きして安心いたしました。今、いろんなセミナーが取手市でも活発に行われておりますけれども、この終活セミナーというのは今まで開催されているのか、それとも今後開催する予定があるのか、お伺いします。

○議長（金澤克仁君） 高齡福祉課長、秋山和也君。

○高齡福祉課長（秋山和也君） 終活に関するセミナーの開催についてでございますが、昨年、公民館における女性学級の依頼によりまして、このエンディングノート——取手市でいいますと未来ノートについての講座を社会福祉協議会と実施したところでございます。終活に役立つ知識として、成年後見制度ですとか遺言といった制度の説明と併せて、この未来ノートの説明をさせていただいたところでございます。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） 取手市では高齢者の方のいろいろな施策がたくさんあると思っております。その中でも、高齢者の安否の確認については、どのようなものがあるでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 高齡福祉課長、秋山和也君。

○高齡福祉課長（秋山和也君） 高齢者の生活に関しまして、見守りという視点でどういったことを行っているのか、改めてお話しさせていただきます。まず、緊急通報装置の設置事業、そして配食サービス——夕食の配達とともに安否の確認を行います配食サービス、それから乳酸飲料をお配りする愛の定期便、それから電話で安否を確認いたします安心コール、そのほか市内に事業所があります生協さん、それから郵便局さん、常陽銀行様、それからセブン—イレブン・ジャパンとも相互の協定を結びまして、見守りの協定を行っているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） たくさんあること、承知いたしました。最後に、自治体としてのこの終活支援については、今後どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（金澤克仁君） 福祉部長、彦坂 哲君。

○福祉部長（彦坂 哲君） お答えいたします。終活支援事業に関しましては、令和4年9月の市議会定例会一般質問におきましても、齋藤久代議員より他自治体の先進的な事業や終活に特化した組織の編成など、御紹介、御提案いただいたところです。その後の検討といたしましては、終活便利帳という冊子を発行している自治体を確認し、現在、その状況を調査研究しております。この冊子は、生きているうちに何をやっておけばよいのかという疑問が解消できるように、物の整理から始まり、介護や相続、また不動産や葬儀、お墓、こういったことに加えて、「おひとりさま」に向けた解説などもしているようです。まず何をすべきなのか、どのように考えればよいのかなど、今、お困りの方や、気にはなっているけれど、なかなか手がつけられないでいる方、こういった方々に、少しでもお役に立てるような方策がないかということをいろいろ考えております。県内の終活便利帳の発行実績は、つくば市、日立市、筑西市において行っております。担当部署に伺ったところ、非常に好評で増刷を依頼していると、このようなことも伺っておりますので、取手市のこのエンディングノート——未来ノート、こちらのリニューアルなどとあわせまして、いろいろな形で新たな取組ができるように考えているところです。以上です。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） 家族の形が様々ある中で、家族に代わって高齢者の最終章を支

えるサービスへの需要が高まっていると思っております。家族の有無にかかわらず誰もが安心して生きていき、亡くなった後も尊厳が守られる仕組みは必要だと思います。これからも高齢者の方が安心して住み続けられる取組をよろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） どうぞ、続けてください。

○6番（久保田真澄君） 続きまして、次に、女性の健康についてをお伺いいたします。女性の一生は女性ホルモンの分泌の変化に対応して、思春期から成熟期、更年期、老年期と各ライフステージに分かれ、ステージごとに女性の心身は大きく変化します。そのため、各ステージでの健康づくりや生じやすい疾患とその対応も異なります。女性の健康について、生涯を通して包括的な視点で捉えた支援策が必要と感じております。これまで、女性自身が月経や妊娠、出産、更年期、老年期の健康、メンタルヘルスなど、健康についての教育と正しい情報を知る機会が少ないこと、その結果、心身の不調があっても、婦人科などへの受診に至らないことが示唆されています。女性が、自身の健康に関して様々な情報を知ることで、これからの健康づくりや健康寿命の延伸につながります。また、健康問題は仕事や労働生産性に大きな影響を及ぼします。就労女性の約8割が女性特有の健康問題で仕事や生活に支障を来しており、社会的な受皿も十分ではありません。現在、日本女性の労働力率は、過去10年間と比べ、全ての年齢において上昇しています。このことを踏まえて、市としての女性の健康に関して行われていることについて、お伺いします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

健康増進部長、渡来真一君。

〔健康増進部長 渡来真一君登壇〕

○健康増進部長（渡来真一君） それでは、久保田議員の御質問に答弁させていただきます。女性の一生は、年齢や体調によってホルモン分泌量が変わり、結婚や妊娠、育児などのライフステージの中で健康に影響を及ぼすことがございます。女性が自分のライフプランを考え、妊娠、出産、育児をしていく上で、心身面の健康維持を意識していくことはとても重要だと思います。こういったことを踏まえまして、市では特に20代・30代の女性に関する健診に力を入れ、様々なアプローチを実施しております。現在、女性の健診内容といたしましては、20歳からの子宮がん——子宮頸がん検診、21歳は子宮頸がん検診の無料クーポン検診、30歳からの乳がん検診、18歳から39歳までのヘルスアップ健診を実施しております。また、それらの健診セットで同日に受けることができるレディースデイ健診も、集団及び医療機関健診で実施し、集団健診では全日程で託児の場を設けまして、お子さんが一緒でも健診を受けやすい環境を整えております。以上です。

〔健康増進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） 子育て中のお母さんたちは、やっぱり忙しくて、なかなか自分の健康について向き合うことは難しいと思われれます。でも今お聞きしたように託児の場が設けられていれば、気兼ねなく健診を受けることができます。これらのことは、どのように周知をされているのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。保健センターとしましては、全ての年代の方々の健康意識を高めるために、保健センター年間計画表であったり、広報とりで、またホームページ等でも様々な周知をしております。その中でも先ほどの部長の答弁にもございましたとおり、20代から30代の方への健診のその意識を高めるためにということにおきましては、それらの周知に加えまして、個別通知をお出ししまして、その中に1年間の健診のスケジュールであったりとか、健診方法であったり、健診内容なども含めまして詳細を内容に入れまして、受診勧奨をしているという状況です。以上です。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） 私も年度の初めに保健センターから配布される各種健康診査、健診一覧表というのをずっと保管しておいて、時々確認しております。対象者に個別の通知や、あらゆる場を通して受診勧奨をしているということは、自身の健康について関心を持ってもらえる絶好の機会だと思います。ほかには、健康に関しての取組というのは何かあるのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。先ほど申し上げました各種健診の御案内とともに、やはり女性の方々の健康ということと、またお子さん方の健康を守るためにということで、今年度から新たに始めた事業がございます。それは禁煙外来治療の一部助成という事業です。その内容についてですけれども、対象となる方というのが、20歳以上の方で、かつ20歳未満のお子さんや、また妊婦さんと同居している方、または、20歳以上の妊婦の方が対象となっております。これらは、喫煙であったりとか受動喫煙による妊婦や子どもの健康被害を防止するために、同居家族の禁煙に向けた取組の支援ということで実施しているものです。その内容としましては、この禁煙治療は保険適用となる禁煙治療の条件を満たす方という条件がございますけれども、12週間に5回のプログラムが組まれているものです。それらの条件を満たした方に対して、禁煙の外来治療費自己負担額の2分の1に相当する額、上限は1万円となっておりますけれども、その助成を実施しております。11月時点では2名の方が申請をされました。その方は、20歳未満のお子さんと同居している方ということで、既に治療を始めているということです。それらに加えまして、先ほど申し忘れましたことがございまして、私たちがその若い年代のお母さん方へのアプローチとして、今、市内にも4か所の子育て支援センターもございまして、そちらに保健師のほうが出向きまして、様々な健康教育であったりとか、また乳がん検診の自己検診法であったり、また乳幼児健診等におきましても、先ほどお話ししました禁煙のことも含めまして様々な内容をお話ししつつ、健康意識を高めるその支援を実施しているところです。以上です。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） ありがとうございます。とても素晴らしい事業が今年度から取り組まれていることをお聞きしました。ただ、人数が今少なかつたのですけれども、この

ことに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。その人数は先ほどの禁煙の助成のことに関することかと思えますけれども、今年度から開始しまして、様々な場面で周知はしてまいりました。やはり、たばこを吸ってらっしゃる方が、たばこをやめるという意識を持つということは、とても大きなことなのではないかなと思っておりますが、その中でもお子さんと同居している——この申し込まれた方はお父さんなんですけれども、子どものために、また奥さんのためにたばこをやめようと強くその意識を持たれたというのは、人数は2名ということで少なく見えるかもしれませんが、とても大きなことなのではないかなと感じています。今後も続けて周知はしてまいりたいと思いますので、多分今後、増えていく可能性もあるのかと思われます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） 分かりました。引き続きよろしくお願ひいたします。それでは、プレコンセプションケアについて、お伺ひいたします。プレコンセプションケアとは妊娠前ケアのことで、プレコンセプションケアが2000年代以降、世界的に注目されています。妊産婦の高年齢化や少子化が進行する中、健やかな妊娠・出産は重要なテーマです。世界保健機構は2013年に、10人に4人の女性が予定外の妊娠をしており、女性の低栄養や貧血、性感染症が母体や胎児の死を招くことを指摘しながら、妊娠前からの健康介入の必要性を発信しております。プレコンセプションケア・チェックシートやプレコンノートというものもあり、それらを活用して早い段階から適切な知識を得て、人生の選択肢を広げることにつながります。そこで、プレコンセプションケアの市としての取組についてをお伺ひします。

○議長（金澤克仁君） 健康増進部長、渡来真一君。

○健康増進部長（渡来真一君） それでは、プレコンセプションケアということで、御質問のほうにお答えさせていただきたいと思ひます。WHOは平成24年に、妊娠前の女性と男性【「男性」を「カップル」に発言訂正】に、医学的・行動的・社会的な保健介入を行うことを提唱し、国際的にも取組が推奨されております。日本においては、平成30年12月に公布されました成育基本法に基づき、令和3年2月に閣議決定された成育医療等基本方針において、男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケアに関する体制整備を図ることが明記されております。痩せや肥満、喫煙、生活習慣病などの妊娠前の健康状態のリスクは、流産や早産等の将来的な妊娠の諸問題や新生児の健康にも影響を与えることから、妊娠前から自身の健康状態やリスク因子を把握して早めにケアを始めることは、非常に重要です。若い世代が自ら健康管理できるようになることは、生涯にわたって質の高い生活を送ることにもつながり、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やすことにもよい影響をもたらしていきます。このようなことから、市といたしましても、人生設計を若いうちから意識してもらうためのプレコンセプションケアは、非常に重要であると認識しております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） 取手市の取組のほうをお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。取手市では、妊娠——結婚・妊娠前の若い世代から、自分の体を知って、健康への意識向上やライフプランを考える機会としまして、国の動きに先んじまして、平成26年度から事業を開始しています。まず平成26年度は、取手市の歯科衛生専門学校生徒さんを対象に、また平成27年度からは、市内の高校生を対象に、「レッツトライ高校生講座」という名称で実施しております。この事業の目的は、高校生などの若い世代が、自分の体と心、妊娠、出産、性感染症等について正しい知識を学んで、主体的にライフプランを考え、自分の生活や健康と向き合うというものです。具体的な内容としましては、講座を実施しておりますけれども、産婦人科医師と助産師の資格を持つ大学の准教授の講座を実施しております。それぞれの内容としましては、産婦人科医からは男女の体と心の変化、また妊娠・出産、性感染症等の予防やHPVワクチン、子宮がん検診のことなどについての内容で、また大学准教授からは、妊娠・出産の仕組み、赤ちゃんの発育発達、プレコンセプションケアについて学ぶ内容となっております。こうした講座の中では、自分の生活や健康に向き合うきっかけとしまして、男子及び女子生徒にプレコンセプションケア・チェックシートをつけてもらって、学んだ内容を自分事として認識を深めるために活用している状況です。以上です。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） 取手市としてももう既にこのようなことが行われていることを知って、本当にありがとうございます。この生徒さんのほうには、アンケートのほうは取ったりされてるのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。毎回アンケートのほうは男子・女子生徒のほうに取っております。その内容としましては、男子生徒からは、「将来、赤ちゃんが出来たらしっかり奥さんの手伝いをしたい」であったりとか、また「女性を大切にしようと思った」などの感想も聞かれました。また女子生徒からは、「命の大切さが分かった」、また「自分のライフプランを考えるきっかけとなった」ということで、とても素直なすばらしい感想が聞かれている状況です。以上です。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） ありがとうございます。今後について、取手市としてはどのようにまたお考えなんでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 保健センター長、助川直美さん。

○保健センター長（助川直美君） お答えいたします。これらの取組に関しまして、やはり若い——先ほどお話ししました健診も含めまして、若い女性に対する、また、結婚前の妊娠前の若い年代の方々へのアプローチというのはとても重要だと感じております。今後ともプレコンセプションケアを充実させていくために、若い世代からの健康への意識を高め、自分の心と体に関する正しい知識の普及とともに、未来に向けたライフプランを考える支

援を継続して実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 久保田真澄さん。

○6番（久保田真澄君） プレコンセプションケアについては、現状ではまだまだ知られていません。これからは周知と普及が課題と思われれます。若い世代の健康管理を促し、望む人には将来の妊娠へ備える情報を伝え、人生設計に役立ててもらえるように、これからもどうぞよろしく願いいたします。これで終わりにします。以上です。

○議長（金澤克仁君） 以上で、久保田真澄さんの質問を終わります。

13時10分まで休憩します。

午後 0時01分休憩

午後 1時10分開議

○議長（金澤克仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、杉山尊宣君。

〔1番 杉山尊宣君登壇〕

○1番（杉山尊宣君） 皆さんこんにちは。創和会の杉山尊宣です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず初めに、この質問に至った経緯について触れさせていただきます。今年も年末を控え、犯罪も増えてくる時期ということもあり、今回は特殊詐欺を減らすための取組についてお聞きしていきたいと思っております。警察庁の発表によりますと、令和5年9月の特殊詐欺発生状況は認知件数1万4,024件、前年同期プラスの1,818件、増減率プラス14.9%、被害額302.1億円、前年同期比プラスの50億円、増減率プラス19.8%となっております。特殊詐欺といっても、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺、キャッシュカード詐欺、様々ありますが、その中でも架空請求詐欺の件数が3,755件、前年同期比でプラスの1,759件、比率でプラス88.1%と、圧倒的に伸びてきております。恐らく本市においても同じような現状があるのではと推測しております。3月の定例会において、落合議員も防犯について取り上げていらっしゃいましたが、私は統計上、現在増えております、この特殊詐欺というところにスポットを当てて質問をさせていただきたいと思えます。また、私自身コンビニエンスストアを営んでいるため、自身の店舗でも架空請求詐欺・電子マネーを使った詐欺というものを多く目の当たりにしており、強い憤りと、何とか被害者を減らしていきたいという思いから、このたび私が一般質問を通し、現状と手口などを周知させていただき、啓発の意味でも抑止につながるのではと思いい今回の一般質問とさせていただきました。先ほどもお話ししたとおり、私が営んでいる3店舗でも、年間10件から15件ほどは認知しているところがございます。近隣で営んでいる方にもお話を伺いましたが、やはり同等の数ぐらいの認知をされているということです。また茨城県全体でのお話を聞いたところによりますと、県内のコンビニエンスで発生している事案の約6割が、この県南地区で発生しているとのこと。そして新聞にも取上げられていましたが、10月には取手市内の男性が電子マネーを計26回にわたり購入し、355万円だまし取られ、その1週間後にも、取手市に住む男性が同じ手口により、計8回にわたり電子マネーを購入し、205万円をだまし取られる事

件がこの取手市内でも発生しております。しかし、認知件数のほかにも、水際で防いだものの、被害に遭ったが届出は出していないものなど多く存在しているとも伺っております。まずは、取手市における特殊詐欺の発生件数、主な手口・課題等をお聞かせください。

〔1番 杉山尊宜君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

総務部長、鈴木文江さん。

〔総務部長 鈴木文江君登壇〕

○総務部長（鈴木文江君） それでは、杉山議員の御質問に答弁させていただきます。特殊詐欺の発生件数、主な手口・課題についてということでの御質問です。取手警察署に確認したものととなりますので、その点ご了承ください。まず、「特殊詐欺」というものにつきましては全国的に広く浸透している詐欺全般を指す名称であります。茨城県警察におきまして「ニセ電話詐欺」という名称で周知しているということですので、以後、「ニセ電話詐欺」という名称でお答えさせていただきます。

まず、ニセ電話詐欺の手口についてお答えします。ニセ電話詐欺の主な手口は、先ほど杉山議員のほうからも御説明あったとおり、息子や孫を語り、現金などを要求しだまし取るオレオレ詐欺、自治体や税務署の職員を語り、医療費の払戻しなどの理由でキャッシュカードをだまし取る預貯金詐欺、実際には利用していない動画サイト等の未納料金・事実のないウイルス感染の除去費用を請求してくる架空請求料金詐欺、自治体職員等を語り、医療費・保険料の過払い金を還付するなどの名目でATMを操作させてお金を振り込ませる還付金詐欺となっております。また、詐欺とは罪名が異なりますが、警察官を語り、キャッシュカードが不正に使われているなどと説明して、キャッシュカードをすり替えて盗むキャッシュカード詐欺盗という窃盗の手口もございます。

次に、詐欺の件数についてお答えします。こちらは、取手市内限定ではなく取手警察署管内での件数となります。また、発生件数ではなく、警察が認知した認知件数となりますので御了承ください。10月末時点における認知件数は、オレオレ詐欺が10件で、前年同期比プラス・マイナス・ゼロ、預貯金詐欺がゼロ件、前年同期比でマイナス1件、架空料金請求詐欺が11件、前年同期比でプラス5件、還付金詐欺が5件、前年同期比でプラス2件、キャッシュカード詐欺等が2件、前年同期比でマイナス4件、合計28件となっております。被害額は3,259万2,000円となっております。架空料金請求詐欺が増加している傾向ではありますが、理由としてはインターネット利用者のパソコンなどに、「ウイルス感染しているため改善するには電話してください」などと表示させ、電話で、ウイルス解除のために電子マネーを購入し番号を送れなどと要求してくる、いわゆるサポート詐欺が増加しているためであります。課題としては、市民に詐欺の手口などの周知が行き届いていないということです。詐欺は、先ほどのサポート詐欺のように、様々に手口を変え、ありとあらゆる手段でお金をだまし取ってこようとします。被害に遭いやすい高齢者などに、いかに新しい詐欺の手口などを周知していくかが課題となっております。また、水際対策として、実際にコンビニなど電子マネーを販売している事業者に対し、購入者等への声かけに関して協力を呼びかけてはい

ますが、若いアルバイト定員などは年配者への説明に困惑したり、ちゅうちょする現状や、購入者が焦っていて必死なため店員の声かけに耳を貸さない、そういった現状があるということ。以上です。

〔総務部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 杉山尊宣君。

○1番（杉山尊宣君） ありがとうございます。やはり取手警察署管内でも架空請求料金詐欺が一番多く、まだ10月末時点でも前年同期比プラス5件と伸びてきている状況の——現状のようです。次に、スクリーンを御覧ください。

〔1番 杉山尊宣君資料を示す〕

○1番（杉山尊宣君） こちらは、県内におけるニセ電話詐欺の認知件数でございます。令和5年10月末現在のものです。この表からも、県内でもやはり架空請求詐欺が、前年同期比でプラスの55件、被害総額もプラス5,950万5,000円と突出して増えているのが分かると思います。そして、架空請求詐欺の特徴として、手口別・年代別認知件数で見ますと、ほかの手口は高齢者に被害が集中しているのに対しまして、架空請求詐欺は割と幅広い年代が被害に遭われているのが特徴でございます。こちらについては、パソコンを操作できる知識はあるものの、最新の手口や突発的なトラブル対応に対する知識が乏しい年齢層であることが原因の一つだと考えられます。そして、11月8日に警察のほうから頂いた資料によりますと、請求の名目は94件のうち、46件はウイルス感染除去費用名目、パソコンでサイト閲覧中にエラー画面が出る手口——いわゆるサポート詐欺です。33件はNTTファイナンスなどの大手企業を語って携帯電話にショートメールを送信する手口となっており、この2つの手口で架空請求詐欺の約84%を占めております。また被害者から犯人へ被害金を交付した手段別では、電子マネーが63件、振込みが28件となっており、これらの手段で架空請求詐欺の約97%を占めております。また、先ほど答弁のあったとおり、アルバイトの店員への教育がなされてたとしても、購入者が耳を貸さずに強引に購入してってしまうという事例も、実際に現場で起こっております。このことから、もう少し踏み込んだ手段を講じ、新たな手口の周知と新たな被害金の交付手段などを周知徹底していく必要があると思いますが、次に、取手警察署との連携についてはいかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは杉山議員の御質問に答弁させていただきます。取手警察署との連携という御質問でございます。まず、取手警察署との情報共有というものがございます。茨城県内におきましてニセ電話詐欺被害が多発した際には、ニセ電話詐欺多発警報というものが県警から発令がされます。多発警報の発令があった際には、取手警察から市役所に情報が共有されまして、取手市から防災無線の実施であったり、メルマガの発信、県警へのリンクをホームページへの掲載などの各種広報活動を実施している状況でもございます。また、詐欺を含めました各種犯罪情報を発信している県警が作成しております防犯アプリ「いばらきポリス」というものを御存じかと思っております。こちらの普及に

関しても、広報紙の掲載によって市民に登録を促しているという状況でございます。

次に、取手警察署員と共同した各種防犯活動がございます。のぼり旗を掲げながらの徒歩のパトロールであったり、イベント会場あるいはスーパーマーケットにおける啓発のキャンペーン、高齢者方を中心とした住宅防犯診断等、防犯連絡員とともに実施をしております。また、取手駅前における年末——歳末の防犯キャンペーンを、12月22日に警察署と共同で実施する予定でもございます。さらに本市において、これ毎年設置してるんですけども、防犯カメラがございます。市内44か所、96台設置されておりますが、そちらの設置場所について、例えば交通量が多い交差点など防犯効果が高い場所等を取手警察署と検討しながら選定するなど、効果的に運用できる連携をしております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 杉山尊宣君。

○1番（杉山尊宣君） ありがとうございます。取手警察署とも多くの取組も行われていると思います。しかし、それでも増えてしまっている現状は、この問題がいかに難しい問題であるかを示しているものだと思います。警察、行政、ボランティアの中で、役割分担を明確にして効果的な活動を行っていただき、情報共有をさらに強化していただいて、防犯の運動を大きく広めて行っていただきたいと思います。

次に、これまで市が行ってきた取組をお聞かせください。

○議長（金澤克仁君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それではお答えをさせていただきます。これまで市が行ってきた取組をお話ししたいと思います。まず取手市消費生活センターにおけるニセ電話詐欺対策としまして、主に高齢者向けの出前講座であったり、一般市民対象の消費者セミナーでの啓発を努めております。また、毎年9月に高齢者被害防止共同キャンペーンといたしまして、消費者団体であったり取手警察署員と協力して、市内の店舗におきましてリーフレットを配布し啓発活動を行っております。

次に、安全安心対策課としましては、取手警察署との連携の部分で重複してしまうということはあるんですけども、お話しさせていただきたいと思います。ニセ電話詐欺防止に関する広報活動であったり、キャンペーン等における啓発活動が主な取組であります。これは先ほども申し上げたとおりです。当課が事務局となっております、取手市防犯連絡員協議会という組織がございます。そこでは、のぼり旗を掲げての住宅地での防犯パトロール、スーパーマーケットにおける啓発キャンペーン、高齢者世帯を中心とした住宅防犯診断——これも先ほど答弁させていただいたとおりなんですけども、そういったところも共同して活動を行っています。また、さらに特化したものではないんですけども、先ほど申しました防犯カメラを設置して、各種犯罪の予防に寄与しているというところでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 杉山尊宣君。

○1番（杉山尊宣君） ありがとうございます。多くの取組を行っていただいていることを確認しました。ありがとうございます。少しここから掘り下げてお聞きしたいと思いますが、今、名前が挙がりました取手市防犯連絡員協議会とはどのような組織なのかを、改めてお聞かせください。

○議長（金澤克仁君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） お答えをさせていただきます。大本は公益財団法人全国防犯協会連合会という組織がありまして、そこから都道府県防犯協会に枝分かれをし、さらに、おおむね各警察署の管轄ごとに地区防犯協会に分かれて、枝分かれしているというものです。この取手地区防犯協会は、守谷市・取手市・利根町と2市1町で構成されておりまして、取手市防犯連絡員協議会については、犯罪及び事故のない明るい地域社会をつくるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とすると会則で規定されております。具体的な事業としましては、防犯座談会・研究会の開催、警察の行う防犯診断・少年指導への協力、防犯ポスター・チラシの作成と掲示、警察への通報・連絡、目的達成に必要な防犯活動などを行っております。取手市防犯連絡員協議会は、各所管ごとに支部が置かれておりまして、各支部ごとに事業を展開しているという状況でございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 杉山尊宣君。

○1番（杉山尊宣君） ありがとうございます。それでは、現在の防犯連絡員の人数と、今年度の活動内容をお聞かせください。

○議長（金澤克仁君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えさせていただきます。現在把握している防犯連絡員協議会の人数は約550名となっております。4月に戸頭地内における、のぼり旗を掲げた練り歩き、同じ同月に、こども天国の会場における防犯キャンペーン、5月には、新取手地内における一般住宅を対象とした住宅防犯診断、これは新取手の入江議員のほうにも参加をさせていただいて活動を行ったという経緯がございます。10月には、ビッグハウス取手戸頭店における防犯キャンペーン、いずれも取手警察署と共同して行いました。各支部の個別の活動については詳細までは把握はできていないんですが、催事におけるパトロール、のぼり旗、ポスターの掲示、小学生の登下校時の見守り活動を実施しているという状況です。以上です。

○議長（金澤克仁君） 杉山尊宣君。

○1番（杉山尊宣君） ありがとうございます。では、各団体において構成員の高齢化が進んでおるところでございます。活動が難しくなっている団体もあると聞いておりますが、この防犯連絡員についてはいかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えさせていただきます。この防犯連絡員協議会は、防犯連絡員により組織をされております。防犯連絡員につきましては、かなり世代交代が難しく高齢化が進んでいるという状況が——でございます。また、コロナ禍において活動を自粛していたということが影響しまして、そもそもその防犯活動が縮小してしまっているというのも現状でございます。今後、活発にその活動が行われるように、役員会、総会を通じて活動を呼びかけるとともに、事務局が積極的に各支部と共同して各種防犯活動を推進できるよう関わっていきたいというふうに思っています。

○議長（金澤克仁君） 杉山尊宣君。

○1番（杉山尊宣君） ありがとうございます。先日も防犯連絡員のある方にお話を伺い

ましたが、防犯連絡員協議会においては人数も数多く存在しておりますが、やはり高齢化や自粛期間の影響などの課題を感じておりました。今後の活動については、近隣地区、地域、守谷市、利根町との連携も含めて推進していただき、できる限り一人一人にアプローチできる方法も御検討いただけたらと思います。

次に、今後の詐欺対策について、どのように行っていくのかお聞かせください。

○議長（金澤克仁君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） それでは、お答えをさせていただきます。詐欺対策に関して、取手警察署において実施しているものをお伝えしたいと思います。まず、留守番電話設定の普及促進でございます。ニセ電話詐欺の犯人は声を録音されることを嫌がるため、高齢者世帯を中心に、受持ち担当の警察官が直接、各世帯に赴き、在宅地——在宅時でもすぐに固定電話に出ず、留守電のメッセージを残してくれた方にだけ折り返し連絡するよう指導するということで、詐欺の電話をシャットアウトして——しようとするものでございます。ニセ電話詐欺の短所が自宅の固定電話への連絡が多いということから、これは有効な防犯対策ではないかなというふうに考えております。

次に、架空料金請求詐欺の被害防止のための関係事業者への働きかけでございます。サポート詐欺など架空料金請求詐欺において、電子マネーの利用券をだまし取られる被害が多発しています。取手警察署では、緊密な関係を構築することを目的に、管内の各コンビニエンスにサポートポリス制度という担当警察官を定めております。これ、ちょっと聞いたんですけれども、やはり各交番単位で設置をしていると、定めているということでした。店舗側が気軽に相談できる上、警察からの各種情報発信、実効的な防犯指導を行い、経営者や従業員の理解と意識を高めて、安全安心なまちづくりを行っていくという取組でございます。また、管内の各コンビニに対して、順次、電子マネーカード収納封筒を、合計2万枚配布予定となっております。私、今日警察のほうから実際に頂いたものを持ってきました。

〔総務部次長 斉藤理昭君資料を示す〕

○総務部次長（斉藤理昭君） こういったものだそうです。これは杉山議員も御存じかと思っております。こういったものを渡す——電子マネーカードを入れてお渡ししたときに気づいてもらうと——詐欺に気づいてもらうというやり方だそうです。収納封筒には、詐欺の手口であったり被害防止に関するチェックリストが表示されておりまして、電子マネーカードの購入者に対し、カードを入れて声かけをしながら交付することで、購入者自身が被害に遭っていないか判断することができるようなものになっているということでございます。取手市においては、個別に詐欺対策を取るということは現状難しいんですけれども、今後も取手警察署と連携し、広報活動による被害拡大防止、防犯連絡員と協働した各種啓発キャンペーンの実施、さらには防犯カメラの設置促進など、詐欺を含めた各種犯罪の予防を推進し、市民の安全安心に寄与していきたいというふうに考えております。

○議長（金澤克仁君） 杉山尊宣君。

○1番（杉山尊宣君） ありがとうございます。それでは、他の自治体ではコンビニエンスストアと防犯に関する協定等を結んでいる自治体もあります。架空請求詐欺の被害が増

えている現状があるため、例えば自治体とコンビニにおいて、電子マネー購入者全員に店員が購入用途を確認したり、詐欺被害に遭っていないか確認をしなければ購入できないようにしたりするような協定などを結んだり、また、その条例でその旨を定める等の考えはあるのか、お聞かせください。

○議長（金澤克仁君） 総務部次長、斉藤理昭君。

○総務部次長（斉藤理昭君） お答えさせていただきます。本市におきましては、見守り活動への協力に関する協定を市内の企業と結んでございます。その中に、事件発生時の通報等を促すものが含まれておりますので、御質問のとおり、詐欺を含めた犯罪発生現状を踏まえ、今後コンビニまで協定の範囲を——範囲を広げるなどの検討を前向きにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 杉山尊宣君。

○1番（杉山尊宣君） ありがとうございます。ぜひ御検討をしていただければと思います。実は昨日、まさに守谷市役所において、市内コンビニエンスストアとサポートポリス発足式が行われたところでございます。これにより、さらに警察との距離が縮まり、防犯の意識の向上、被害の減少につながることを期待しております。先ほども申したとおり、6割以上がコンビニで購入できる電子マネーでの被害金交付となっておりますこともあり、取手市にとしても、いま一度様々な活動を考えていただき、一人でも被害者が少なくなるよう、各企業、各団体とも連携して対策を進めていっていただきたいと思っております。とにかく、手口や送付手段を広く周知していくこと、水際対策を強化していくこと、被害者状況や様々な情報共有を行っていくことがとても重要だと思っております。人と人と——人がつながり強固な連携を築いて、新たな手口が次々と生まれる凶悪な詐欺に対し、手を講じていただき、市民の命と財産を守っていただきたいと切に願います。

最後に、周知という意味でも、茨城県警察署提供の実際の犯人の声、サポート詐欺の動画を皆さんで見たいと思います。

〔1番 杉山尊宣君資料を示す〕

○1番（杉山尊宣君） ありがとうございます。御覧いただいたとおり、この——嘘のようなこの程度のやり取りで——犯人とのやり取りで、被害者は金銭を送付し——金銭を送付してしまっている状況でございます。ここには、やはり被害者の焦り不安により正常な判断ができなくなっていること、電子マネーというあまりなじみの——ふだなじみのないもの——知識のないものであるために、犯人に簡単に行動を教えてしまい被害に遭っているものと考えます。今回の一般質問が少しでも多くの方の耳に触れ、今後の詐欺被害を一件でも食い止められれば幸いです。また、今回は防犯でもかなり絞った形で様々な御質問をさせていただきましたが、その他詐欺の手口についても未然に防げるものがあると思っております。先ほどお話にあった留守番電話設定の普及促進などは、特に活動の効果が出ているものだと思っております。ぜひ行政の立場で、防犯連絡員協議会や自治会、その他協力者を巻き込んでいただいて大きな運動につなげていってほしいと思っております。私も様々な立場から協力できること、被害を防ぐための活動を行っていきたくと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私からの一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 以上で、杉山尊宣君の質問を終わります。

続いて、落合信太郎君。

〔11 番 落合信太郎君登壇〕

○11 番（落合信太郎君） 公明党の落合信太郎です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。初めに、空き家ワンストップ相談窓口について、質問をいたします。早速ですが、市内のある地域の空き家の現状です。空き家となって十数年、一般的に人が住まなくなった住宅の傷みの進行は早く、窓の開け閉めなど換気をしないため、その住宅の中は湿気が籠もり家中にカビが繁殖、さらに水分を含み過ぎた木材は腐食していき、急激な劣化を引き起こします。また、換気をしないことにより、ダニや細菌が急激に繁殖し、ゴキブリやネズミといった害虫や害獣のすみかとなってしまおうといわれております。実際に劣化した軒下の天井が剥がれたところからアライグマが出入りをし、時にはその開口部からアライグマが通行人をのぞき込んでいるといった始末であります。ちなみに、このアライグマ生息状況なんですが、県のホームページを拝見してみますと、本県では平成 19 年度、アライグマの目撃情報や捕獲数が増加の傾向にあり、現在——令和 3 年 1 月 31 日時点ですが、県内で 38 市町村で捕獲が報告されるなど、個体数が急激に増加して、全県的に分布拡大の状況にあると推定されているところです。それに伴い、農作物被害や生活環境被害の増加と生態系被害、並びに人獣共通感染症の媒介等のおそれが懸念されております。懸念ではなく、もう実際に空き家をねぐらとしているのか、時には夜行性のアライグマ同士なのか、えさの取り合いでけんかでもしているのか、主な空き家で騒ぎ放題。ちなみに、県全体では令和 4 年度は 3,418 頭が、本市では 109 頭が捕獲されたそうです。私も、人に慣れているのか、間近で見たことがあります。見た目がかわいいらしいのですが、県ホームページによると、外見とは異なり非常にどうもうだそうです。特に子どもたちに被害が及ばないかを祈るばかりであります。また当然、庭木は伸び放題で、夏にはお隣からヘビが侵入など、この状況——十数年耐えしのぎ、これからも改善の兆しが見えない状況で暮らしていく。現在も市経由で空き家の所有者へ改善をお願いする。ただひたすらに十数年耐え忍んでいる状況です。皆様、もしお隣がこのような状況だったらと想像してみてください。「お気の毒」との言葉もかけられません。

数か月前になりますが、その方のお隣の方より、管理が行き届いてないこの空き家の軒下の天井が剥がれた開口部から、アライグマがのぞき込んでいる決定的な瞬間をカメラに収めた。なので、この写真を担当課へ届けてくれないかと。1 ミリでも改善の糸口が図れないの——図れるものはないか、祈るような思いでその写真をお預かりし、担当課へお届けをさせていただきました。しかしながら、担当課職員さん、相変わらず慎重な対応で。当然、担当課職員さん、最前線で一番歯がゆい思いをされているのは——ご相談者に寄り添い、何としても市民のお役に立ちたい、その思いは重々承知してはおります。このような情緒的なお話をして何の解決にもならないんですけども、現在の現場の窮状をお伝えさせていただきました。ともあれこれは、個人、生活また近隣の資産価値低下はもとより、今後さらなる発展が期待される取手市の魅力、資産価値の低下をもたらす一大事であ

るというふうに思っております。そこでまず初めに、本市の、空き家にさせない、その空き家を長期化させない取組についてお聞かせください。

〔11 番 落合信太郎君質問席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、御質問にお答えさせていただきたいと思えます。空き家の問題は、人口減少社会の進展に伴いましてさらなる増加が見込まれておりまして、日本全国で大きな社会問題となっております。総務省統計局が5年ごとに行っている住宅土地統計調査によりますと、平成30年の市内の住宅の総戸数は5万2,370戸、うち空き家が8,280戸、空き家率が15.8%と推計されております。これは全国の平均である13.6%を上回っております。空き家は、適切な管理がなされているうちは特段の問題とはならないのですが、一旦、管理不全に陥りますと、防犯・防災・景観・環境上の問題として、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしてまいります。そういったことから、議員ご指摘のとおり、空き家を発生させない、または空き家を早期に解消するための取組というものが大変重要であると認識しております。その取組についてでございますが、まず空き家対策の基本は、空き家または空き家となりつつある住宅の売買や賃貸借を促進することだと考えております。その考えの下、平成28年度から、とりで住ま入る（スマイル）支援プランにおいて、中古住宅の取得に伴うリノベーション補助を開始いたしまして、中古住宅の流通や住替えの促進を図っております。また、令和2年度には空家等利活用の媒介制度を創設いたしまして、空き家所有——空き家所有者から市に申請があった住宅について、茨城県宅建協会に仲介を依頼し、売買につなげるといった取組を行っております。こういった取組を今後も継続していくとともに、新しい取組についても、他市の事例などを参考にしながら今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 落合信太郎君。

○11 番（落合信太郎君） 今も、あらゆる手段を使って対応していただいているということですが、この問題も大分深刻化しておりますので、本当に先進自治体の取組をぜひ参考にさせていただいて、どんどん相談しやすい体制、つくっていただきたいというふうに思っております。ここで出雲市の空き家対策について御紹介させていただきます。出雲市、建築住宅課、空き家対策室の取組は、国土交通省の活用促進のための取組例としても紹介されております。対策の柱となる4つの施策、「空家の発生予防」「空家の適正管理の促進」「空家の利活用の促進」「管理不全な空家等の対応／除去」を定め、各段階に応じた取組を行っています。また、空き家対策に取り組む民間団体と連携協定を締結し、官民一体となった効果的・具体的・横断的な取組を行っています。また、東京都八王子市は、写真お願ひします。

〔11 番 落合信太郎資料を示す〕

○11 番（落合信太郎君） これが出雲市さんの空き家利活用バンクの市ホームページか

ら掲載させていただいたものです。次に、東京都八王子市は現在、空き家の利活用などに関する無料のワンストップ相談窓口「住まカツ」を開設しているそうです。「住まカツ」は、住まいを活用する、市内に所有している物件の売買や相談方法などで悩みを抱える人の相談を電話で受け、相談員である地元の不動産団体につなげる仕組みです。また相談員は内容により、弁護士や司法書士など専門家と連携して解決を図る。相談窓口の一つである、全日本不動産協会のT（ティー）支部長さんは、「空き家問題解決は喫緊の課題。糸口を探しにささいなことでも気兼ねなく相談してほしい」と、何と頼もしい存在か。取手市は現在、膨大な——ぜひ取手市でもこういった取組参考にさせていただきたい。取手市では——取手市は本当に厳しい環境下でも創意工夫で、例えば、お悔やみ窓口——デスクとか、また開票作業のスピード化、新聞記事になるほど効果的な効率化を実現するなど、本市の強みを発揮をしていただいて様々な部署を横断的、ワンストップ、このような先進的な取組を参考に、ぜひともさらに相談しやすい窓口の開設、地元不動産団体と連携したワンストップ相談窓口の開設を強く望むものですが、本市の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問に答弁させていただきます。当市におきましては、空き家全般に関するワンストップ窓口というものは開設してないんですが、先ほど説明にありました、空家等利活用の媒介制度におきまして、市に相談があった空き家を茨城県と宅建協会に接続、紹介しまして、これを売買につなげるといった取組を行っております。具体的な事例としましては、市内の住宅を相続した方が、市外に住んでいるなどして地元の不動産屋にあてがない場合、市に御相談いただくようなケースがあります。そのようなときにこの制度を御案内しまして、宅建協会のほうに紹介して売買につなげるような形で運営しているところでございます。また、空家の利活用媒介制度の周知活動の一つとしましては、市のおくやみデスクにおける制度の案内を行っているところです。これは、空き家が発生するタイミングの多くが相続、こういった場合が多いことを考慮しまして、できるだけ早く遺族の方に制度をお伝えすることで、空き家の発生防止につながることを期待しているものでございます。今後も、空家利活用媒介制度とおくやみデスクでの制度の御案内によって相談に対応してまいりたいと考えておりますが、ワンストップサービスとか、他市の事例、実績なども研究して、より効果的な方法、また、市の空き家対策の体制なども絡めながら検討してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 落合信太郎君。

○11番（落合信太郎君） ありがとうございます。本当にこのような取組を参考にさせていただいて、さらなる相談しやすい窓口の、——窓口、また周知活動に努めていただきますようよろしくお願い申し上げます。この質問を終わりにします。ありがとうございました。

次に、まちをきれいにする条例について、質問します。さらなる啓発活動の取組について。改めてこの条例の目的ですが、「空き缶等の散乱、歩行中の喫煙及び犬のふん害の防

止に関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の促進と市民の快適な生活環境の確保を図り、もって清潔できれいなまちづくりに寄与することを目的とする」と。市ホームページには、「取手市は、緑が多く利根川や小貝川など豊かな自然があり、都会ほど人が多くないので静かでストレスの少ない生活を送ることができるまち」とあります。快適に生活するために、しかし残念ながら、一部のモラルが低い人によりこのストレスのない快適な生活が脅かされていること。この取手市の恵まれた環境を次代へ——子どもたちに引き継ぐためにも、まず本市の取組状況について、お聞かせください。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 落合議員の御質問に答弁いたします。市では、市内の環境美化の促進と市民の快適な生活環境の確保を目的として、取手市まちをきれいにする条例を定め、空き缶等ごみのポイ捨てや歩行中の喫煙及び犬のふん害防止に関し、市民と協働で取り組んでいる状況でございます。具体的には、たばこ組合と共同で取手駅前での清掃活動の実施や、地区清掃へのごみ袋・土のう袋の配布、回収作業等を実施しております。さらに加え、啓発活動として、広報とりでやホームページへの掲載も定期的に行っております。ホームページでは、歩行中の喫煙やポイ捨ての禁止、取手駅・藤代駅前の喫煙設置——喫煙場所の設置の御案内、また犬を散歩する際のふんの持ち帰り等、ルールの徹底・マナーの向上を呼びかけているところです。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 落合信太郎君。

○11 番（落合信太郎君） 分かりました。朝早くから取手の駅前なんかで、市の職員さんと地域のたばこ販売店組合の方たちと清掃活動しているのをよく拝見をいたします。皆さんも想像して見ていただきたいんです。お天気のいいすがすがしい朝に、元気に玄関を開け出勤すると、自宅の前に犬のふんが——本当にめまいがしてきそうで……

〔笑う者あり〕

○11 番（落合信太郎君） （続）私、今月に入って3回、イエローチョークを行いました。一番すごいのは、子どもたちが一番通る学校の交差点に1か所、そこからだんだんこう移動していくような感じで、1か月で3回もイエローチョーク作戦を実施したところでございます。これもつい最近の出来事で、今回は特に犬のふん害について、私もかつて一般質問で取り上げて、本市でもこのイエローチョーク作戦を推進していただいているところでございます。過日、この犬のふん害の被害で、地域の方から注意喚起を促す看板を設置してほしいという依頼がありまして、担当課のほうへお伝えをしました。そのときに、取手市ではイエローチョーク作戦を実施している旨をお伝えをし、根気強く様子を見てほしいということで、市から配布していただいたイエローチョークと、実施方法などを記載した案内をお渡しをさせていただいたところでございます。その際に感じましたのは、ちょっとまだまだイエローチョーク作戦ですとか、そういうのが周知されていないのではないかと

というのを感じた次第でございます。画像のほうでも——資料のほうをお願いしたいんですけれども。

〔11番 落合信太郎君資料を示す〕

○11番（落合信太郎君） これは名古屋市さんのホームページからお借りをしたものなのですが、1枚のイラストで分かりやすく掲載されたものであります。本市のイエローチョーク作戦を紹介したホームページや広報活動を、今回の件を通してもっと見直してほしいと思ったところでございます。この名古屋市のホームページのように、「犬のフンの放置に警告しよう」とのイラストを使い、分かりやすく——取手市でも様々なグッズ、看板などを用意しておりますがとのことですが、もっと使い勝手がよく、断固としてこの飼い主の方にはその責務を果たし、被害を受けた地域住民としてその憤りを速やかにモラルのない飼い主に伝えるべく、機動性・実効性のある体制の構築を望むものです。地元の公民館で、例えば貸出しなど、手軽に短期集中して町内会が団結して取り組むと。夜間に散歩をしている、そういった方には、夜光——蛍光色ののぼりや夜反射する看板、また公共施設や公共物へののぼり・看板の設置許可のお手伝いなど——地域住民たちは結構こういうことを諦めがちな気分もあるので、それらを払拭するためにも、すぐに町内会としても応戦対処できる態勢の構築、これは防犯対策ですとか犯罪抑止へもつながるものと期待をしているところでございます。いま一度、その導入背景・効果について、お聞かせいただければと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。議員おっしゃいますように、犬の散歩においてふん害が問題となる背景には、飼い主がルールを守らず犬のふんをそのまま放置すると、そういったところから発生しております。これにより、道路や公園、私有地においてもふん害が発生して、周囲の人々の迷惑となっているという状況でございます。こうした問題に対して、市ではイエローチョーク作戦、こちらは飼い主に——飼い犬のふんを放置していく飼い主に対して、ふんの放置は許さない、他人の目があるんだ——目があるよといった地域の態度を認識させ、飼い主のモラルの向上を図る——図り、ふん害の放置をなくすことを期待してイエローチョーク作戦というものを展開しております。その犬のふん害でお困りの御相談があった際には、こういったイエローチョーク作成の概要と、早速に取り組んでいただきたいということで、黄色のチョークを一本お渡しして御案内しております。この取組の肝心な部分は、手軽に改善効果があるとともに、他衛よりもコミュニケーションによる自衛にあると考えております。すなわち主体は市役所ではなく、住民、市民一人一人の目によるふん害対策ということ。イエローチョーク作戦を御案内した後、また同じ方からの相談がない状況があつて、取り組んだだけ効果があつたよという声もいただいておりますことから、一定のイエローチョーク作戦というものの効果はあるものと感じておるところでございます。議員おっしゃいましたように、さらなる実効性のある使い勝手のいい、そういった貸出品とかリーフレットの作成、そういったものについては、今、名古屋市の例なんかを御案内いただきましたけれども、

他自治体の事例とか取組なんかを参考にして、どういったものがあるかというところを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 落合信太郎君。

○11 番（落合信太郎君） よろしくお願ひいたします。罰則の強化についてです。全国のいろんな様々な自治体、罰金を定めているところなどもあります。本市のこのまちをきれいにする条例 12 条でも、市長は云々ということで、命令ですとか、「当該命令に従わないときは、その氏名等を公表することができる」。また 16 条には罰則が明文化、うたわれております。5 万円以下の罰金、3 万円以下の罰金に処する等、この罰則の強化はあくまでも抑止であり、どこまでも飼い主さんの善意を信じて気づかせるものでありますけれども、このさらなる罰則の強化についての取手市のお考えを、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（金澤克仁君） 環境対策課長、印藤智徳君。

○環境対策課長（印藤智徳君） それでは、ただいまの御質問に答弁いたします。まず、取手市まちをきれいにする条例第 16 条では、ポイ捨てをした者について罰金を定めております。現状、市としましては、罰則・罰金を科したという事例はございません。飼い犬のふんに関する罰則については、同条例の第 8 条第 1 項第 3 号により、「飼い犬のふんにより公共の場所または他人の土地、建物もしくは工作物を汚したときには直ちに処理すること」と規定されているのみでございまして、遵守されないと認めるときは、同条第 2 項において「飼い主に対し、必要な指導する」ととどまっております。罰則というのは設けてないという状況でございまして、近隣自治体では、同様の条例によって指導・勧告に加えて罰金・過料というものを定めておる自治体もありますが、我々が聞き取りをした範囲では、定めはあるけれども、そういった適用した例というものはないということでございました。以上でございます。

○議長（金澤克仁君） 落合信太郎君。

○11 番（落合信太郎君） なかなかモラルの向上、難しいと思いますけれども、引き続き地道にこのイエローチョーク作戦、犬のふん害被害等が防止できるような取組、引き続きまたよろしくお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 以上で、落合信太郎君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2 時 07 分散会